

群馬県大規模小売店舗立地法事務処理要綱

(平成12年4月6日商第8号)
(平成12年8月30日商第193号)
(平成13年5月1日商第706-1号)
(平成15年4月1日商第710-2号)
(平成16年12月5日商第710-1号)
(平成17年4月1日商第710-3号)
(平成17年8月1日商第710-1号)
(平成19年7月10日商第710-1号)
(平成20年1月28日商第710-3号)
(平成21年4月1日商第710-2号)
(令和2年4月1日商第710-1号)
(令和4年4月1日地企第710-1号)
(令和6年2月1日地企第710-3号)

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 大規模小売店舗の新設等に関する手続（第4条—第12条）
- 第3章 説明会（第13条—第17条）
- 第4章 県の意見、勧告等（第18条—第24条）
- 第5章 群馬県大規模小売店舗立地審議会（第25条・第26条）
- 第6章 群馬県大規模小売店舗立地法連絡会議（第27条—第29条）
- 第7章 雑則（第30条—第39条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号。以下「政令」）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「省令」という。）に定めがある場合を除くほか、大規模小売店舗の新設の届出等に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この要綱で使用する用語は、法、政令及び省令において使用する用語の例による。

2 前項に定めがあるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 大規模小売店舗 一の建物（一の建物として政令第1条で定めるものを含む。）であって、その建物内の店舗面積の合計が1,000㎡を超えるものをいう。

- 二 小売業を行う 営利の目的を持たない場合であっても、物品を継続反復して消費者に販売する行為がその業務の主たる部分を占めるものをいう。
 - 三 大規模小売店舗の新設 新たに建設する建物の店舗面積が1,000㎡を超える場合、既存の建物を増築し増築後の店舗面積が1,000㎡を超える場合及び既存の建物は増築しないがその建物の用途の全部又は一部を変更して店舗面積が1,000㎡を超える場合をいう。
 - 四 大規模小売店舗を設置する者 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者であって、大規模小売店舗に該当する建物を所有する者をいい、新設の届出等の届出義務を負う。
 - 五 生活環境圏 大規模小売店舗の立地により生活環境の保持について影響の及ぶ圏域をいい、その範囲は、当該大規模小売店舗から1kmの直線距離（知事が大規模小売店舗の規模又は立地状況を勘案してその直線距離を延長したときは、1kmに当該延長した距離を加えた直線距離）の区域とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、この要綱の用語は、法の趣旨に反するものを除いて、法附則第2条の規定により廃止された大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）において使用する用語の例によることができる。

（設置者の責任）

- 第3条 大規模小売店舗を設置する者（以下「設置者」という。）は、新設の届出等を的確に行い、説明会においては地域住民へ適切な説明をし、県からの意見等に対しては誠意をもって対応し、及びその周辺地域の生活環境の保持について適正な配慮をしなければならない。
- 2 設置者は、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成11年通商産業省告示第375号。以下「指針」という。）を遵守しなければならない。

第2章 大規模小売店舗の新設等に関する手続

（事前の相談のための出店計画書等）

- 第4条 設置者が大規模小売店舗の新設又は法第5条第1項第3号から第6号までに掲げる事項の変更に係る事前の相談を行おうとする場合にあっては、同項又は法第6条第2項及び附則第5条第1項の規定による届出をする日の1月前までに出店計画書（別記様式第1号）又は変更計画書（別記様式第2号）を知事に提出して相談をするものとする。
- 2 県は、前項の計画書に基づく事前の相談を受けたときは、新設又は変更に係る事前の相談に応じなければならない。
- 3 第1項の規定による新設に係る事前の相談は、設置者本人が出店計画書に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない理由により設置者本人が行うことができないときは、この限りでない。

(新設の届出)

第5条 大規模小売店舗の新設をする者は、法第5条第1項の規定により、新設届出書(別記様式第3号)を知事に届け出なければならない。

2 前項の新設の届出には、省令第4条に定める添付書類のほか、別に定める附属書類を添えるものとする。

(変更後の変更の届出)

第6条 法第5条第1項の新設の届出(法附則第5条第5項の規定により新設の届出とみなされる届出を含む。)があった大規模小売店舗について、法第5条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更があったときは、当該大規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、法第6条第1項の規定により、遅滞なく変更後の変更届出書(別記様式第4号)を知事に届け出なければならない。

(変更前の変更の届出)

第7条 法第5条第1項の新設の届出(法附則第5条第5項の規定により新設の届出とみなされる届出を含む。)があった大規模小売店舗について、法第5条第1項第3号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、当該大規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、法第6条第2項の規定により、その変更前にあらかじめ、変更前の変更届出書(別記様式第5号)を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、省令第7条第1項で定める一時的な変更等をするときにあっては、前項の届出をすることなく、当該変更を行うことができる。

(軽微な変更)

第8条 法第6条第2項の変更を行おうとする者のうち、同条第4項ただし書に規定する店舗に附属する施設の位置の変更又は既存店の一時的な変更、店舗に附属する施設の位置の変更及び店舗面積の削減を行おうとする者は、変更を行う日の1月前までに、知事に軽微変更協議書(別記様式第6号)を提出するものとする。

2 知事は、前項の協議書の受付の日から2週間以内に、同項の軽微な変更該当するか、否かを協議者に通知するものとする。

(既存大規模小売店舗を設置している者の最初の変更の届出)

第9条 平成12年6月1日において現に大規模小売店舗を設置している者が、当該大規模小売店舗(以下「既存大規模小売店舗」という。)について法第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更を、同日以後最初に行おうとするときは、その変更前に、法附則第5条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、既存大規模小売店舗を設置している者の最初の変更届出書(別記様式第7号)を知事に届け出なければならない。

(既存大規模小売店舗の名称、設置者及び小売業者の変更報告)

第10条 既存大規模小売店舗において、法第5条第1項第1号及び第2号に規定するも

ののうち、店舗の名称、設置者及び店舗面積が1,000㎡を超える小売業者の変更があった場合で、同項第4号から第6号までに掲げる事項の変更を生じないときにあっては、遅滞なく、店舗の名称・設置者・小売業者の変更報告書（別記様式第8号）を知事に提出するものとする。

（頻繁な変更届出の期間制限）

第11条 事前の変更届出（法第6条第2項の変更の届出及び法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の変更の届出をいう。次項において同じ。）は、当該届出に係る変更事項について、同種の変更で直近の変更を行った日から6月を経過した後に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、変更後6月を経過せずに事前の変更届出をする場合は、その理由を明らかにするものとする。

（廃止の届出）

第12条 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を1,000㎡以下に変更する者は、法第6条第5項の規定により、廃止届出書（別記様式第9号）を知事に届け出なければならない。

第3章 説明会

（説明会の開催）

第13条 法第5条第1項の新設の届出、法第6条第2項の変更の届出及び法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出（変更については、軽微な変更に係る届出を除く。）をした者が、法第7条第1項の規定により説明会を開催しようとするときは、県及び当該大規模小売店舗の所在地の属する市町村（以下「地元市町村」という。）と協議して、説明会の開催予定日時及び場所を定めるものとする。

2 説明会は、原則1回開催するものとする。

ただし、新設及び増床にあっては、当該大規模小売店舗の店舗面積に応じて、次表に定める回数で開催しなければならない。

店 舗 面 積	説明会の開催回数
1,000㎡超から15,000㎡以下 (増床にあっては、増床する店舗面積が15,000㎡以下)	1 回
15,000㎡超 (増床にあっては、増床する店舗面積が15,000㎡超)	2 回

3 前項の規定にかかわらず、省令第11条第1項ただし書の規定により、知事は、説明会の開催回数について3回を上限として指定することができる。

（説明会の開催を要しないと認める場合）

第14条 前条の規定にかかわらず、法第6条第2項の変更の届出のうち、当該変更が、実質的に生活環境に与える負荷を増加させることがほとんどないと思慮されるときに

は、 省令第 11 条第 2 項の規定により説明会を開催する必要がないものとする。

2 前項の変更を行う者は、説明会に代えて、省令第 11 条第 2 項に規定する掲示をした旨をその掲示後 2 週間以内に、掲示報告書（別記様式第 10 号）により報告するものとする。

（説明会の公告方法）

第 15 条 法第 7 条第 2 項に規定する説明会の開催の公告は、説明会の開催予定日の 1 週間前までに、大規模小売店舗が立地する敷地内の見やすい場所に掲示するとともに、地元市町村及び生活環境圏に属する市町村（以下「隣接市町村」という。）において、次のいずれかの方法をもって行わなければならない。

- 一 市町村の広報紙に掲載すること。
- 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること。
- 三 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への折り込みチラシを配布すること。

2 前項の公告は、次の事項を掲載して行わなければならない。

- 一 大規模小売店舗の新設又は変更の地元説明会であること。
- 二 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 三 新設又は変更の概要
- 四 説明会の開催予定日及び時刻
- 五 説明会の会場名、所在地及び電話番号
- 六 問い合わせ先（建物設置者の名称、届出担当者及び電話番号）

（説明会、地元説明報告書）

第 16 条 説明会開催者は、説明会において地元市町村の担当者の立合いを求めるものとする。

2 説明会において、説明会開催者は、第 4 条の出店計画書等及び当該届出等の内容並びに指針に掲げられた事項への対応等について説明するものとする。

3 説明会開催者は、説明会の開催後 2 週間以内に、地元説明報告書（別記様式第 11 号）を知事に提出するものとする。

4 前項の報告書の内容については、あらかじめ市町村の担当者に協議をするものとする。

（説明会開催不能時の措置）

第 17 条 説明会開催者は、その責めに帰することができない事由であって、省令第 13 条に定める天災等の事由が生じたため、説明会を開催することができないときは、開催日又は開催予定日から 1 週間以内に、説明会開催不能報告書（別記様式第 12 号）を知事に提出しなければならない。

2 説明会開催者から事情を聴いた上で、なお省令第 13 条第 1 項に定める事由に該当する事実の発生が認められないときは、知事は、説明会の開催を求めることができる。

3 第 1 項の報告書に基づき、知事が省令第 13 条第 1 項に定める事由があると認めるときは、説明会開催者は県と協議して次のいずれか一つ以上の方法で届出等の内容を周知

するものとする。

- 一 地元市町村の広報紙への掲載
- 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
- 三 群馬県ホームページ (<https://www.pref.gunma.jp/>) への掲載

第4章 県の意見、勧告等

(市町村からの意見の聴取)

第18条 知事は、法第8条第1項の規定により、別記様式第13号に基づき、地元市町村の長に対し法第5条第3項（法第6条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公告をした旨を通知し、かつ、地元市町村の長から当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持の見地からの意見を聴くものとする。

- 2 前項の通知の際、隣接市町村がある場合は、知事は、別記様式第13号に基づき、隣接市町村の長に公告した旨を通知するものとし、併せて隣接市町村の長から当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持の見地からの意見を聴くことができる。

(居住者等の意見書の提出)

第19条 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定により、知事に対し意見書（別記様式第14号）を提出して意見を述べることができる。

- 2 前項の意見書の提出は、群馬県地域企業支援課（以下単に「地域企業支援課」という。）に郵送又は持参する方法で行うものとする。

(県の意見、附帯意見)

第20条 知事は、法第8条第4項の規定により、届出者に対し、生活環境の保持の見地からの意見を有する場合には当該意見を別記様式第15号により述べるものとし、意見を有しない場合にはその旨を別記様式第16号により通知するものとする。

- 2 前項の場合において、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持の見地からの県の意見に準ずる県の意思を述べる必要があると認めるときは、知事は、届出者に対し、別記様式第17号により附帯意見を述べるすることができる。

(意見を踏まえた変更届出等)

第21条 新設の届出等をした者は、法第8条第4項の規定により県の意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえて、同条第7項の規定により、当該届出を変更するときは意見を踏まえた変更届出書（別記様式第18号）を、当該届出を変更しないときは届出事項を変更しない旨の通知書（別記様式第19号）をそれぞれ知事に対し行うものとする。

(県の勧告)

第22条 知事は、法第9条第1項の規定により、必要な措置をとるべきことを勧告をしようとするときは、別記様式第20号により、地元市町村の長から、法第8条第7項の規定による届出又は通知の内容に関する意見を聴くものとする。

- 2 前項において、必要があると認める場合は、知事は、隣接市町村の長からも同項の意見を聴くことができる。
- 3 法第9条第1項の勧告は、別記様式第21号により行うものとする。

(勧告を踏まえた変更届出)

第23条 法第9条第1項の勧告を受けた者は、当該勧告を踏まえ、同条第4項の規定により、必要な変更に係る勧告を踏まえた変更届出書(別記様式第22号)を知事に提出するものとする。

(勧告に従わない場合の公表)

第24条 法第9条第1項の勧告をしたにもかかわらず、当該勧告に係る届出をした者が当該勧告に従わなかった場合において、同条第7項の規定により公表をしようとするときは、当該届出をした者に弁明の機会を付与するものとする。

- 2 前項の弁明の機会の付与は、行政手続法(平成5年法律第88号)第3章第3節の規定に準じて行うものとする。
- 3 前2項の規定による手続の結果、正当な理由がないと判断したとき又は届出者が弁明の機会を放棄したときは、知事は、法第9条第7項の規定により、当該勧告に従わなかった旨を公表することができる。
- 4 前項の公表は、別記様式第23号の様式により、次のすべての方法をもって行う。
 - 一 群馬県ホームページ(<https://www.pref.gunma.jp/>)への掲載
 - 二 地域企業支援課での掲出
 - 三 県の依頼に応じたすべての市町村の広報紙への掲載

第5章 群馬県大規模小売店舗立地審議会

(諮問)

第25条 知事は、法第8条第4項の意見を定めようとするとき、法第9条第1項の勧告をしようとするときその他大規模小売店舗の立地に関する重要事項を決定しようとするときは、群馬県大規模小売店舗立地審議会(以下「立地審議会」という。)に諮問するものとする。

- 2 前項の諮問を行う届出等については、別に定める。

(審議会の公開等)

第26条 立地審議会については、立地審議会の委員の自由かつ公正な議論を確保するため、その審議及び現地調査の会議は、公開しない。ただし、立地審議会が会議を公開することを決定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、立地審議会の透明性の向上を図るため、次の事項を開示するものとする。
 - 一 立地審議会の会長及び委員の氏名
 - 二 審議結果、理由及び議事概要

第6章 群馬県大規模小売店舗立地法連絡会議

(連絡会議)

第27条 県は、法を適正に運用するため、法に係る課室から構成される群馬県大規模小売店舗立地法連絡会議（以下「連絡会議」という。）を組織するものとする。

2 連絡会議の設置及び運営については、別に定める。

(事前相談の情報提供)

第28条 第4条第1項の計画書が知事に提出されたときは、連絡会議の構成員に対し、別記様式第24号により情報を提供する。

2 前項の提供は、計画書の提出後、速やかに、電子メール等により行う。

(新設届出等の情報提供)

第29条 第5条第1項の新設届出書又は第6条、第7条第1項、第9条若しくは第12条の変更届出書等が知事に提出されたときは、連絡会議の構成員に対し、情報を提供する。

2 前項の提供は、毎月、電子メールで行う。

第7章 雑則

(届出等の部数及び提出先)

第30条 法及びこの要綱の規定に基づき知事に提出する届出等（別記様式第1号から別記様式第12号まで、別記様式第18号、別記様式第22号及び別記様式第37号。以下「提出届出等」という。）の部数は、それぞれ別表に定める数とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、立地審議会の審査等の理由を明確に示して知事に提出する写しの数を増減することができる。

3 提出届出等は、地域企業支援課に提出するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、別記様式第1号及び別記様式第2号にあっては、地元市町村に写1部を提出するものとする。ただし、隣接市町村がある場合は、隣接市町村に写1部を提出するものとする。

5 前4項に定めるもののほか、提出届出等をする者は、電子データ一式及び別表に定める部数を地域企業支援課に提出するものとする。ただし、隣接市町村がある場合は、1つの隣接市町村につき2部を追加して地域企業支援課へ提出するものとする。

(公告)

第31条 法第5条第3項（法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。）、法第6条第6項、法第8条第3項及び第6項並びに法第9条第3項の規定による公告は、次の各号に掲げる方法により行う。

なお、法第8条第4項に規定する県の意見を有しない場合及び法第9条第1項に規定する勧告をしない場合についても、同様に公告するものとする。

一 群馬県ホームページ（<https://www.pref.gunma.jp/>）への掲載

二 地域企業支援課での掲出

2 前項の公告は、別記様式第25号から別記様式第36号までの公告様式により行う。

(縦覧の場所)

第32条 法第5条第3項（法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。）並びに法第8条第3項及び第6項の規定による縦覧は、県民センター（県庁舎2階）において行う。

2 前項に定める場所に加え、地元市町村の協力を得られた場合は、当該市町村においても縦覧を行う。

3 前2項の規定による縦覧については、別に定めるところによる。

(縦覧の方法)

第33条 縦覧の方法は、次のとおりとする。

- 一 閲覧
- 二 書き写し
- 三 コピー（前条第1項の場所に限る。）

2 前条第2項の規定により、地元市町村において縦覧をする場合のコピーについては、当該市町村の規程で定めるところによる。

3 縦覧できる日時は、群馬県又は当該地元市町村の開庁日及び開庁時間とする。

(公告及び縦覧の対象)

第34条 法第8条第2項の規定により提出された居住者等の意見書の中に、公序良俗に反する部分、他人の権利を侵害する部分その他違法であると認められる部分があるときは、当該部分を除いて、公告及び縦覧をするものとする。

2 縦覧の対象となる届出等の中に、住民票等の個人情報の保護を必要とする部分又は書類がある場合は、当該部分又は書類を除いて、縦覧をするものとする。

(届出状況の定期公表)

第35条 県は、法に基づく届出については、毎月、県民センターへの提供により公表する。

2 前項の定期公表の様式は、別に定める。

(承継)

第36条 法第11条第1項又は第2項の規定により、大規模小売店舗の届出者等から当該届出者等の地位を承継した者は、遅滞なく、承継届出書（別記様式第37号）を知事に届け出なければならない。

(報告の徴収)

第37条 知事は、法第14条第1項又は第2項の規定により、別記様式第38号により報告を求めることができる。

(様式の一覧表)

第38条 この要綱で定める様式は、別表のとおりとする。

(委任)

第39条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、同年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月31日から施行する。ただし、施行の日から6月を経過する日までの間に大規模小売店舗立地法第5条第1項、第6条第2項及び附則第5条第1項に規定する届出事項のうち大規模小売店舗の施設の配置に関するものについては、なお従前の例によることができる。

附 則

この要綱は、平成20年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行前にされた第31条第1項の規定による公告、第32条第1項の規定による縦覧及び第35条第1項の規定による公表については、施行の日から4月を経過する日までの間、なお従前の例によることができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行前にされた第31条第1項の規定による公告、第32条第1項の規定による縦覧及び第35条第1項の規定による公表については、施行の日から4月を経過する日までの間、なお従前の例によることができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行前にされた第31条第1項の規定による公告については、施行の日から4月を経過する日までの間、なお従前の例によることができる。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

別表（第38条関係） 様式の一覧表及び部数

様式番号	様式の名称	紙による届出・提出部数	
		正本	写し
別記様式第1号	出店計画書	—	—
別記様式第2号	変更計画書	—	—
別記様式第3号	新設届出書	1	19
別記様式第4号	変更後の変更届出書	—	—
別記様式第5号	変更前の変更届出書	1	19
別記様式第6号	軽微変更協議書	—	—
別記様式第7号	既存大規模小売店舗を設置している者の最初の変更届出書	1	19
別記様式第8号	店舗の名称・設置者・小売業者の変更報告書	—	—
別記様式第9号	廃止届出書	—	—
別記様式第10号	掲示報告書	—	—
別記様式第11号	地元説明報告書	—	—
別記様式第12号	説明会開催不能報告書	—	—
別記様式第13号	市町村長に対する意見聴取（照会）		
別記様式第14号	居住者等の意見書		
別記様式第15号	県の意見（通知）		
別記様式第16号	県の意見を有しない旨（通知）		
別記様式第17号	県の附帯意見（通知）		
別記様式第18号	意見を踏まえた変更届出書	1	19
別記様式第19号	届出事項を変更しない旨（通知）	1	19
別記様式第20号	法第9条第1項の意見聴取（照会）		
別記様式第21号	勧告の通知		
別記様式第22号	勧告を踏まえた変更届出書	1	19
別記様式第23号	公表		
別記様式第24号	出店計画等に係る連絡会議への情報提供		
別記様式第25号	新設の届出の公告		
別記様式第26号	変更後の変更の届出の公告		
別記様式第27号	変更前の変更の届出の公告		
別記様式第28号	既存大規模小売店舗を設置している者の最初の変更届出の公告		
別記様式第29号	廃止の届出の公告		
別記様式第30号	意見書の概要の公告		
別記様式第31号	県の意見の概要の公告		
別記様式第32号	県の意見を有しない旨の公告		
別記様式第33号	意見を踏まえた変更届出の公告		

別記様式第34号	県の勧告を行わない旨の公告		
別記様式第35号	勧告の内容の公告		
別記様式第36号	勧告を踏まえた変更届出の公告		
別記様式第37号	承継届出書	—	—
別記様式第38号	報告の徴収（通知）		

注 写しの部数は、第30条第2項の規定により、増加することがある。

別記様式第1号（規格A4）（第4条関係）

※ページを付してください。

※受付年月日	年 月 日
※受付番号	
※備考	

出 店 計 画 書

年 月 日

群馬県知事 へ

（市町村長 へ）

※市町村に提出する際は、市町村長へてにしてください。

〈 設 置 者 〉 氏名又は名称
法人代表者氏名
住 所
担当者氏名電話
〈届出担当〉
氏名又は名称
法人代表者氏名
住 所
担当者氏名電話

次のとおり出店を計画していますので、群馬県大規模小売店舗立地法事務処理要綱（平成12年4月6日商第8号）第4条第1項の規定により、出店計画書を提出します。

1 大規模小売店舗の出店計画の概要

店 舗 の 名 称			
所 在 地			
店 舗 面 積	m ²	延 べ 床 面 積	m ²
建 物 の 構 造			
開 店 予 定 日	年 月 日	駐 車 場 収 容 台 数	台 (うち、0台は00用として共用)
営 業 時 間	時 分 ~ 時 分		

2 計画地の概要

地 番	地 目	用 途 地 域	敷地面積	現 状
			m ²	
敷地面積の合計			m ²	

※複数の地番がある場合は、地番ごとに記載してください。

3 店舗における従業員数 人（うちパート 人）

4 他法令関係

(1) 建築確認関係

建築確認申請（予定）日 年 月 日

建築着工（予定）日 年 月 日

竣工予定日 年 月 日

協議先：

協議日：

協議相手の所属、職及び氏名：

協議内容：

(2) 開発許可関係

開発許可（予定）日 年 月 日

(※大規模開発事業の該当の有無 有 ・ 無)

協議先：

協議日：

協議相手の所属、職及び氏名：

協議内容：

※未協議の場合、理由を記載してください。

※雨水処理方法の協議結果を記載してください。

(3) 農地転用許可関係

農地転用許可（予定）日 年 月 日

協議先：

協議日：

協議相手の所属、職及び氏名：

協議内容：

(4) その他

協議先：

協議日：

協議相手の所属、職及び氏名：

協議内容：

5 関係機関との協議

(1) 道路管理者（国道、県道、市町村道）

協議先：

協議日：

協議相手の所属、職及び氏名：

協議内容： ※交通関係協議は別添指針対応状況確認書に記載してください。

(2) 地元警察署

協議先：

協議日：

協議相手の所属、職及び氏名：

協議内容： ※交通関係協議は別添指針対応状況確認書に記載してください。

(3) 騒音関係（県：環境保全課）

協議先：

協議日：

協議相手の所属、職及び氏名：

協議内容：

(4) 街並みづくり関係（県、市町村）

協議先：

協議日：

協議相手の所属、職及び氏名：

協議内容：

(5) 通学路関係（市町村）

協議先：

協議日：

協議相手の所属、職及び氏名：

協議内容：

(6) 埋蔵文化財関係

協議先：

協議日：

協議相手の所属、職及び氏名：

協議内容：

(7) 県土砂条例関係

協議先：

協議日：

協議相手の所属、職及び氏名：

協議内容：

(8) その他

協議先：

協議日：

協議相手の所属、職及び氏名：

協議内容：

6 当該大規模小売店舗の生活環境圏（店舗から半径1km以内）に含まれる市町村（地元市町村を除く。）

市町村名：

7 大規模小売店舗の所在地が属する市町村（大店立地法担当課）との協議事項

(1) 協議先：

協議日：

協議相手の所属、職及び氏名：

(2) 地元説明会の予定

①日時 年 月 日 () 時 分

②場所

(3) 広報紙への上記事項の掲載を希望する日 年 月 日

※隣接市町村がある場合は、上記(1)及び(3)について、追記してください。

8 添付資料

(1) 新設届出書様式（図面等添付書類を全て含む。）

(2) 建物及び敷地を投影した公図

(3) 雨水処理の方法が記載された図面

別記様式第2号（規格A4）（第4条関係）

※ページを付してください。

※受付年月日	年 月 日
※受付番号	
※備考	

変 更 計 画 書

年 月 日

群馬県知事 あて

（市町村長 あて）

※市町村に提出する際は、市町村長あてにしてください。

〈 設 置 者 〉 氏名又は名称
法人代表者氏名
住 所
担当者氏名電話
〈届出担当〉
氏名又は名称
法人代表者氏名
住 所
担当者氏名電話

次のとおり変更を計画していますので、群馬県大規模小売店舗立地法事務処理要綱（平成12年4月6日商第8号）第4条第1項の規定により、変更計画書を提出します。

1 大規模小売店舗の概要

店 舗 の 名 称			
所 在 地			
店 舗 面 積	m ²	延 べ 床 面 積	m ²
建 物 の 構 造			

2 大規模小売店舗の変更計画の概要

変更しようとする事項	
変 更 予 定 日	年 月 日

3 敷地の概要

(1) 現状

※複数の地番がある場合は、地番ごとに記載してください。

地 番	地 目	用 途 地 域	敷地面積	現 状
			m ²	
敷地面積の合計			m ² ①	

(2) 変更を予定する計画地の概要

地 番	地 目	用 途 地 域	敷地面積	現 状
			m ²	
敷地面積の合計			m ² ②	

(3) 敷地面積の合計 (①+②)

m²

4 店舗における従業員数 人（うちパート 人）

5 他法令関係

※変更しようとする事項が該当する場合のみ、記入してください。

(1) 建築確認関係

建築確認申請（予定）日 年 月 日

建築着工（予定）日 年 月 日

竣工予定日 年 月 日

協議先：

協議日：

協議相手の所属、職及び氏名：

協議内容：

(2) 開発許可関係

開発許可（予定）日 年 月 日

（※大規模開発事業の該当の有無 有 ・ 無 ）

協議先：

協議日：

協議相手の所属、職及び氏名：

協議内容：

※未協議の場合、理由を記載してください。

※雨水処理方法の協議結果を記載してください。

(3) 農地転用許可関係

農地転用許可（予定）日 年 月 日

協議先：

協議日：

協議相手の所属、職及び氏名：

協議内容：

(4) その他

協議先：

協議日：

協議相手の所属、職及び氏名：

協議内容：

6 関係機関との協議

※変更しようとする事項が該当する場合のみ、記入してください。

(1) 道路管理者（国道、県道、市町村道）

協議先：

協議日：

協議相手の所属、職及び氏名：

協議内容： ※交通関係協議は別添指针对応状況確認書に記載してください。

(2) 地元警察署

協議先：

協議日：

協議相手の所属、職及び氏名：

協議内容： ※交通関係協議は別添指针对応状況確認書に記載してください。

(3) 騒音関係（県：環境保全課）

協議先：

協議日：

協議相手の所属、職及び氏名：

協議内容：

(4) 街並みづくり関係 (県、市町村)

協議先：
協議日：
協議相手の所属、職及び氏名：
協議内容：

(5) 通学路関係 (市町村)

協議先：
協議日：
協議相手の所属、職及び氏名：
協議内容：

(6) 埋蔵文化財関係

協議先：
協議日：
協議相手の所属、職及び氏名：
協議内容：

(7) 県土砂条例関係

協議先：
協議日：
協議相手の所属、職及び氏名：
協議内容：

(8) その他

協議先：
協議日：
協議相手の所属、職及び氏名：
協議内容：

7 当該大規模小売店舗の生活環境圏 (店舗から半径1km以内) に含まれる市町村 (地元市町村を除く。)

市町村名：

8 大規模小売店舗の所在地が属する市町村 (大店立地法担当課) との協議事項

(1) 協議先：
協議日：
協議相手の所属、職及び氏名：

(2) 地元説明会の予定

①日時 年 月 日 () 時 分

②場所

(3) 広報紙への上記事項の掲載を希望する日 年 月 日

※隣接市町村がある場合は、上記(1)及び(3)について、追記してください。

9 説明会に代えて届出等の要旨を掲示することにより行おうとする場合の理由

10 添付資料

- (1) 変更届出書様式 (図面等添付書類を全て含む。)
- (2) 建物及び敷地を投影した公図
- (3) 雨水処理の方法が記載された図面

※ページを付してください。

※受付年月日	年 月 日
※受付番号	群地企第 一 号
※備考	

新 設 届 出 書

年 月 日

群馬県知事 へ

〈 設 置 者 〉 氏名又は名称
法人代表者氏名
住 所
電 話 番 号

大規模小売店舗を新設するので、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・ 名称
- ・ 所在地

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称
代表者氏名
住所

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

別紙1の小売業者一覧に記載し、添付すること。

3 大規模小売店舗の新設をする日

年 月 日

4 大規模小売店舗の店舗面積の合計

m²

※この要綱における面積の端数処理については、小数点第2位までを有効数字としますが、表記は、合計する際に小数点第1位を四捨五入した整数で記載してください。

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

※来客専用の駐車場台数を届け出ることとし、別途、従業員用や事業用の駐車場を確保する場合はその台数を記載してください。

位 置	収 容 台 数	備 考	
		駐車場の種類	契約形態
建物北側（○頁：建物配置図 （図面番号○）の①）	100台	建物外平面駐車 場（自走式）	自 社
建物内屋上駐車場（○頁：建物 配置図（図面番号○）の②）	100台 （別途、〇〇共用駐車場を〇台確保）	屋上等建物内設 置方式（自走式）	自 社
建物南側の〇〇市公営地下駐車 場（○頁：建物配置図（図面番 号○）の③）	100台 （当該地下駐車場の収容 台数500台のうちの 100台分）	地下駐車場 （自走式）	共 同 （公共）
建物東側の民間駐車場（○頁： 建物配置図（図面番号○）の ④）	100台 （当該民間駐車場の収容 台数100台の全部）	専用駐車場ビル （自走式）	自 社
合 計	400台（別途、〇〇共用駐車場を〇台確保）		

注1 「位置」は、建物からみたおおよその方位及び図面上の地点を記載するものとし、地点記号は、①以下の丸数字で付すること（以下この様式において同じ。）。

注2 「駐車場の種類」は、次のとおりとし、該当する駐車場の種類を記載のこと。

- ①建物外平面駐車場（自走式） ②専用駐車場ビル（自走式）
- ③地下駐車場（自走式） ④屋上等建物内設置方式（自走式）
- ⑤平面駐車場（機械式） ⑥循環駐車場（機械式）
- ⑦その他

注3 「契約形態」は、駐車場の契約の態様をいい、次の3種類から選択すること。

「自社」とは、当該駐車場を所有、賃借をすることにより、当該店舗の駐車場として確保した場合をいう。

「共同（公共）」とは、公共の共同駐車場を当該店舗の駐車場として契約する場合をいう。

「共同（民間）」とは、民間の共同駐車場を当該店舗の駐車場として契約する場合をいう。

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収 容 台 数
建物南正面右側 (○頁：建物配置図(図面番号○)の①)	50台
建物南正面左側 (○頁：建物配置図(図面番号○)の②)	50台
合 計	100台

注 収容台数については、原動機付自転車の台数も含めて記載のこと。

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
A棟北側 (○頁：A棟1階平面図(図面番号○)の①)	100m ²
B棟西側 (○頁：B棟1階平面図(図面番号○)の①)	100m ²
合 計	200m ²

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 量
A棟西側 (○頁：A棟1階平面図(図面番号○)の①)	10.0立法 ^ト ル
B棟北側 (○頁：B棟1階平面図(図面番号○)の②)	10.0立法 ^ト ル
合 計	20.0立法 ^ト ル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

別紙1の小売業者一覧に記載し、添付すること。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐 車 場 の 位 置	駐 車 時 間 帯
建物北側（○頁：建物配置図（図面番号○）の①）	午前〇〇時〇〇分から 午後〇〇時〇〇分まで
建物内屋上駐車場（○頁：建物配置図（図面番号○）の②）	午前〇〇時〇〇分から 午後〇〇時〇〇分まで
建物南側の〇〇市公営地下駐車場（○頁：建物配置図（図面番号○）の③）	午前〇〇時〇〇分から 午後〇〇時〇〇分まで
建物東側の民間駐車場（建物配置図（○頁：図面番号○）の④）	午前〇〇時〇〇分から 午後〇〇時〇〇分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐 車 場 の 位 置	自 動 車 の 出 入 口	
	数	位 置
建物北側（○頁：建物配置図（図面番号○）の①）	4箇所	A、B、C、D
建物内屋上駐車場（○頁：建物配置図（図面番号○）の②）	1箇所	E
建物南側の〇〇市公営地下駐車場（○頁：建物配置図（図面番号○）の③）	2箇所	F、G
建物東側の民間駐車場（○頁：建物配置図（図面番号○）の④）	1箇所	H
合 計	8箇所	

注 「自動車の出入口の位置」の地点記号は、A以下の大文字アルファベットを付すること。

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷 さ ば き 施 設 の 位 置	荷 さ ば き 時 間 帯
A棟北側（○頁：A棟1階平面図（図面番号○）の①）	午前〇〇時〇〇分から 午後〇〇時〇〇分まで
B棟西側（○頁：B棟1階平面図（図面番号○）の②）	午前〇〇時〇〇分から 午後〇〇時〇〇分まで

7 添付書類（法第5条第2項、省令第4条第1項）

(1) 法人にあってはその現在事項全部証明書、個人にあってはその住民票の写し

- ・ 現在事項全部証明書
法人名 (別添のとおり。)
- ・ 住民票の写し
個人名 (別添のとおり。)

(2) 主として販売する物品の種類
別紙1の小売業者一覧に記載のこと。(〇頁)

(3) 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
・ 建物の位置を示す図面 別添の建物配置図(〇頁：図面番号〇)のとおり。
注 道路への出入口の位置、駐車場・駐輪場・荷さばき施設・廃棄物保管施設・騒音機器の位置等も明示した図面

※店舗付近の道幅、信号、右左折帯、横断歩道等がある場合は、明示してください。

- ・ 店舗部分の配置を示す図面 別添の各階平面図(〇頁：図面番号〇)のとおり。
注 店舗、事業用、施設、共用の各部分を分けて明示した図面

(4) 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠

① 必要な駐車台数

$$A \times S \times 0.144 \times C \div D \times E = \text{台} (\alpha) \quad ※ \text{小数点以下は四捨五入のこと。}$$

② 算出根拠

計 算 式 の 項 目		算 出 等 の 根 拠
地 区	商業地区・その他地区	用途地域 ()
S : 店 舗 面 積	千㎡	※ 小数第3位まで記入のこと。
A : 店舗面積当たり日來客数原単位	人/千㎡	
C : 自動車分担率	%	※ 小数点以下四捨五入のこと。
D : 平均乗車人員	人/台	※ 小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで記入のこと。
E : 平均駐車時間係数	(無単位)	※ 小数第3位を四捨五入し、小数第2位まで記入のこと。

③ 小売店舗以外の施設が併設されている場合の必要駐車台数の算出方法

ア 小売店舗と併設施設において個々に必要駐車台数を算出する方法

(i) 併設施設を単独利用したものとみなし、利用者数や施設稼働率等から算出した併設施設の必要駐車台数(β)を(α)に加算した台数が、全体の必要駐車台数となる。

併設施設の名称(位置)	駐 車 台 数	積 算 根 拠
〇〇ボーリング(〇頁：建物配置図(図面番号〇)のJ)	50台	25レーンあり、1レーン2台と積算。
〇〇映画館(〇頁：建物配置図(図面番号〇)のK)	100台	座席は200席あり、2席で1台と積算。
合 計 (β)	150台	

イ 小売店舗に併設施設を含めて必要駐車台数を算出する方法

- (i) 小売店舗利用者とは独立して考えられるような併設施設の場合は、当該併設施設のための必要駐車台数(β)を(α)に加算した台数が、全体の必要駐車台数となる。

併設施設の名称(位置)	駐車台数	積算根拠
従業員用(○頁:建物配置図(図面番号○)のJ)	50台	正社員20人、パート社員60人の2交代制。
○○マンション(○頁:建物配置図(図面番号○)のK)	100台	100室あり、1室1台と積算。
合計(β)	150台	

注)「独立して考えられるような併設施設」とは、次の場合をいう。

- ・ 従業員用駐車場、業務用車駐車場等
- ・ オフィス、マンション等併設施設の利用者がある程度特定されることから、当該併設施設の規模に応じて併設部分の必要駐車台数を算出し、確保することにより、結果として小売店舗の必要駐車台数が確実に確保されることとなるような併設施設。

- (ii) 小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設の場合で、当該併設施設の事業用面積(施設部分を除く)が大規模小売店舗の店舗面積の2割以下であるときは、必要駐車台数はα台となる。

注)「小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設」とは、飲食店、銀行ATM、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温浴施設等併設施設の利用者と小売店舗の利用者が概ね一致すると想定される併設施設。

利用者が概ね一致する併設施設の名称(位置)	事業用面積(施設部分を除く)	利用者が一致する理由
軽食コーナー(○頁:1F平面図(図面番号○)のP)	300㎡	買い物の際に立ち寄る軽食店である等の状況を説明
クリーニング店(○頁:1F平面図(図面番号○)のQ)	100㎡	買い物の際に立ち寄るクリーニング店である等の状況を説明
合計(γ)	400㎡	

$$(\gamma) \div \text{店舗面積} = 400 \text{ m}^2 \div 2,000 \text{ m}^2 = 20\% (\delta)$$

(δ) ≤ 20%の場合

- (iii) 小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設の場合で、当該併設施設の事業用面積(施設部分を除く)が大規模小売店舗の店舗面積の2割を超える場合は、参考までに試算すると、小売店舗の必要駐車台数の算出式により算出された「必要駐車台数」に併設施設の割合に応じ、下記に示す比率を乗じた必要駐車台数を整備することが最低限の目安となる。

利用者が概ね一致する併設施設の名称（位置）	事業用面積 （施設部分を除く）	利用者が一致する理由
軽食コーナー（○頁：1F平面図（図面番号○）のP）	400㎡	買い物の際に立ち寄る軽食店である等の状況を説明
クリーニング店（○頁：1F平面図（図面番号○）のQ）	100㎡	買い物の際に立ち寄るクリーニング店である等の状況を説明
合 計（γ）	500㎡	

$$(\gamma) \div \text{店舗面積} = 500 \text{ m}^2 \div 2,000 \text{ m}^2 = 25\% (\delta)$$

(δ) > 20%の場合

併設施設の割合	指針値との比率式（X：併設施設の割合%）
20%超 ～ 50%以下	$0.010X + 0.80$
50%超 ～ 80%以下	$0.008X + 0.90$
80%超 ～	$0.002X + 1.38$

※ 併設施設が店舗面積の2割を超える上記を例とすると、
併設施設の割合 25%
指針値との比率式 $0.010 \times 25 + 0.80 = 1.05$
小売店舗の必要駐車台数 $\times 1.05 =$ 併設施設を含む施設全体の必要駐車台数

注1) 併設施設の割合が小売店舗より過大になる場合には、設置者が併設施設の事業者の協力を得て、必要駐車台数を考慮する必要がある。

注2) 併設施設の中に、併設施設のみへの来客の割合が大きい施設がある場合又は増設によってそのような施設が追加される場合には、併設施設の面積の割合にかかわらず、当該来客用の駐車台数について留意する必要がある。

例えば、大規模なシネコンのように併設施設のみへの来客割合が大きい施設などの場合は、併設施設の面積割合にかかわらず、上記比率式を適用するのではなく、併設施設の集客能力により併設施設の駐車台数を確保する必要がある。なお、併設施設の面積割合が2割を超えない場合であっても、設置者は当該来客用の駐車台数について留意する必要がある。

注3) 必要駐車台数を整備する場合には、設置者は、併設施設の事業者と具体的な駐車場の設置方法等について調整する必要がある。

(iv) 小売店舗以上の集客力を有する併設施設（アミューズメント施設や博覧会施設等）と一体となっている場合は、主たる施設についての必要駐車台数の根拠等を基に小売店舗の必要駐車台数を算出する。

④特別の事情の説明

特別の事情により、法第4条の指針に掲げられた表に示す値又は上記算出式によることが適当でないと届出者において判断する場合は、次の特別事情の説明書を提出すること。

必要駐車台数の算定に係る特別事情の説明書
特別事情を生ずる数値又は算式
既存類似店等のデータその他の根拠

(5) 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項

- ・大規模小売店舗の施設周辺の見取り図上等に方面別自動車来台数の予測値等を記載したものと及び算出根拠

別紙2のとおり(○頁)

(6) 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法

- ・大規模小売店舗の施設周辺の見取り図上等に方面別の来客について設定する案内経路を記載したもの(主な案内表示、交通整理員の配置等も記載)

別紙3のとおり(○頁)

(7) 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯

位置	時間帯	自動車の台数
(○頁：図面番号○)	○○時から○○時まで	1時間当たり約 ○ 台

(8) 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面

遮音壁の位置及び高さを示す図面

別添図面(○頁：図面番号○)のとおり

(9) 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間及び位置を示す図面

①冷却塔等を設置する位置を示す配置図

別添図面(○頁：図面番号○)のとおり

②稼働予定時間帯

設 備 名	図面上の位置	稼 働 時 間 帯
		時から 時まで

(10) 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
別紙4のとおり(○頁)

(11) 夜間において、大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠
別紙5のとおり(○頁)

(12) 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠
別紙6のとおり(○頁)

(13) 要綱に基づく附属書類(要綱第5条第2項)

① 生活環境圏の設定図(○頁)

注 大規模小売店舗を中心とする1kmの直線距離(要綱第2条第2項第5号を参照)の区域の生活環境圏を設定した地図で、当該大規模小売店舗の周囲3km程度の範囲を含むもの

② 周辺図(○頁)

注 大規模小売店舗を中心とする1km程度の直線距離の区域の道路の状況がわかる地図

③ 住宅地図(○頁)

注 敷地(飛び地の駐車場、駐車台数の積算に算入した公共駐車場等を含む。)及び店舗を明示した地図

④ 求積図(店舗、事業用、施設、共用の各部分を分けて明示)及び求積表(○頁)

⑤ 騒音発生源となる設備機器の位置を建物立面図におとした図面

⑥ 建物立面図(上記⑤を添付の場合は不要)

⑦ 法第4条に基づく大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に係る対応状況確認書

別紙 1 小売業者一覧

小売業者名	代表者氏名	所在地	主要販売品	店舗面積	開店時刻	閉店時刻
				m ²		

A : 上記面積の合計 m²
 B : 共用面積 m²
 C : 店舗面積 (A + B) m²

注1 未確定小売業者がいる場合は、次のとおりとする。

- ① この表には、「未確定」として、主要販売品ごとに記載する。
- ② 主要販売品も未確定の場合は、廃棄物容量等の指針上の算定に当たっては、最大をもって計算をする。
- ③ 小売業者確定後2週間以内に、記2(2)及びこの一覧表により報告すること。

注2 C = 記4の店舗面積の合計

注3 開店時刻又は閉店時刻において、一定期間により時刻が異なる場合は、「ただし、年間〇〇日に限り、〇時まで」と記載すること。

別 紙 2

○駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
 ・大規模小売店舗の施設周辺の見取り図上等に方面別自動車来台数の予測値等を記載したもの及び算出根拠

①年間の平均的な休祭日のピーク1時間に予想される来客等の自動車の方向別台数の予測結果
 (方 面 別)

予測来台数合計	〇〇方面から	〇〇方面から	〇〇方面から	〇〇方面から
台	台	台	台	台
比 率 (1 0 0 %)	%	%	%	%

※予測来台数は、指針による必要駐車台数の計算式で算出可能です。

(駐車場出入口別)

	自 動 車 の 出 入 口		
	A	B	C
予測来台数(台)			
分担比率(%)			
入庫処理能力(台)			
算出のための計算式 ※注1			
駐車待ちスペース(m)			
指針に基づく必要な駐車待ちスペース(m)			
算出のための計算式 ※注2			

	自 動 車 の 出 入 口		
	D	E	合 計
予測来台数(台)			
分担比率(%)			100%
入庫処理能力(台)			
算出のための計算式 ※注1			
駐車待ちスペース(m)			
指針に基づく必要な駐車待ちスペース(m)			
算出のための計算式 ※注2			

注 1 : 指針に基づく入庫処理能力は、以下の計算式によるものとします。

入庫処理能力 = $60 \text{分} \div (\text{メーカーから提供される1台当たりの処理時間(分)} + \text{乗客の乗降時間(分)}) \times \text{発券ブース等の台数}$ (一つの入口で発券ブースが複数台設置されている場合)

なお、自走式で発券ブース等がない場合は、記載の必要はありません。

注 2 : 指針に基づく駐車待ちスペースは、以下の計算式によるものとします。

必要駐車待ちスペース = $(\text{当該入口の1分当たりの来台数} \times 1.6 - \text{当該入口の1分当たりの入庫処理可能台数}) \times 6 \text{m}$ (平均車頭間隔)

なお、自走式で発券ブース等がない場合は、記載の必要はありません。

注 3 : 駐車場の出入口の予測来台数は、「周辺の見取り図」及び「建物配置図」を用いて、別紙記載例のとおり、来客者の自動車台数を、主要幹線道路から駐車場入口に至る道路や交差点ごとに記載し、出入口ごとの方面別来台数がわかるようにしてください。

②方向別台数の予測のための算出根拠

・ 想定商圈世帯数 (方面別ごとの世帯数及び比率)

商圈世帯数 (計)	〇〇方面の世帯数	〇〇方面の世帯数	〇〇方面の世帯数	〇〇方面の世帯数
世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
比率 (100%)	%	%	%	%

注 1 : 商圈世帯数は、直近の住民基本台帳等の世帯数を基礎としてください。

注 2 : 店舗を中心とした概ねの想定商圈が分かる図面を添付してください。(正本のみ添付)

注 3 : 想定商圈世帯数を用いる以外の方法で算出した場合は、その考え方及び算出式等を記載するとともに、関係資料を添付してください。

○ 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法

- ・ 大規模小売店舗の施設周辺の見取り図上等に方面別の来客について設定する案内経路を記載したものの（主な案内表示、交通整理員の配置等も記載）

① 案内経路

※ 来客の自動車が駐車場に到着するまでの案内経路を、「周辺の見取り図」及び「建物配置図」に記載してください。

また、駐車場内の誘導経路についても記載してください。

なお、図面には周辺及び駐車場出入口が接する道路の状況（幅員、車線数、横断歩道、通学路、交通規制等）についても併せて記載してください。

注1：「周辺の見取り図」は、1/1,500～1/2,500程度の縮尺でお願いします。

② 案内方法

項 目	具 体 的 内 容
案内表示（看板等）の設置	設置場所：別添「周辺見取り図N0〇〇」及び「建物配置図N0〇〇」のとおり 内容等：※ 「200m先左折」等の表示内容について記載してください。
交通整理員の配置	配置場所：別添「周辺見取り図N0〇〇」及び「建物配置図N0〇〇」のとおり 人数等：※ 配置する場合の条件及び人数について具体的に記載してください。
混雑時間帯や経路等に関する情報提供	※ 来客の混雑時間帯や経路等に関する情報提供を行う場合は、掲示板、ビラ等を用いて情報提供を行う等、その具体的な対応策を記載してください。

別紙4 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測結果とその算出根拠

騒音に係わる環境基準(平成10年9月30日環境省告示第64号)に基づく当該出店地の地域の類型及び基準値(→参考1)

- ・類型:
 - ・基準値: 昼間 dB、夜間 dB
- 〈昼 間ないしは夜 間〉

1		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
騒音発生源 ¹⁾		基準距離(1m)換算の騒音値			稼働時間 又は発生 回数	予測地点 ³⁾ までの距離(m)と減衰量(dB)				遮蔽による減衰量(dB)				各予測地点の等価騒音レベル(dB)			
		騒音レベル(dB)	評価量	根拠 ²⁾		A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D
定常騒音	冷却塔		L_{pA}			dB/ m	dB/ m	dB/ m	dB/ m								
	空調屋外機		L_{pA}			/	/	/	/								
	吸排気口		L_{pA}			/	/	/	/								
	浄化槽ポンプ		L_{pA}			/	/	/	/								
	キュービクル		L_{pA}			/	/	/	/								
	その他()		L_{pA}			/	/	/	/								
変動騒音	来客自動車走行音		L_{AE} ⁴⁾			dB/台	dB/台	dB/台	dB/台	-	-	-	-				
	運搬車両走行音		(L_{AE})			(dB/台)	(dB/台)	(dB/台)	(dB/台)	-	-	-	-				
	運搬車両アイドリング		L_{AJ} ⁵⁾			/	/	/	/								
	運搬車両後進ブザー		L_{AJ} ⁵⁾			/	/	/	/								
	荷捌き台車走行音		L_{AJ} ⁵⁾			/	/	/	/								
	廃棄物収集作業音		L_{AJ} ⁵⁾			/	/	/	/								
	BGM等		L_{AJ} ⁵⁾			/	/	/	/								
	その他()		L_{AJ} ⁵⁾			/	/	/	/								
衝撃騒音	荷捌き荷降ろし音		L_{AE}/L_{AJ} ⁶⁾			/	/	/	/								
			L_{AE}/L_{AJ} ⁶⁾			/	/	/	/								
	その他()		L_{AE}/L_{AJ} ⁶⁾			/	/	/	/								
昼間(午前6時～午後10時)の等価騒音レベル/夜間(午後10時～午前6時)の等価騒音レベル																	

〈昼間及び夜間の等価騒音レベル算出における注意事項〉

- 1) 騒音発生源の分類は一例を示したものであり、車両後進ブザーや台車走行音等の分類は予測者の判断で決定してもよい。
 - 2) 基準距離(1m)での騒音レベルの根拠として、メーカーの提示した数値などその出典を明示する。既存店等で実測を行った場合は、測定日、測定店舗、及び測定状況(音源からの距離、分析方法など)を明記する。
 - 3) 騒音予測地点は、原則として建物の周囲4方向からそれぞれ近接した最も騒音の受けやすい地点に立地し又は立地可能な住居等の屋外とする。受音点の高さは原則地上1.2mとするが、高層住居等が隣接し、仮に遮音壁等を設置しても騒音低減が困難な場合は高層住居位置でも予測するものとする。
 - 4) 車両の走行音については、原則として各予測地点における単発騒音暴露レベル L_{AE} を6～9列に記入する。移動距離の短い運搬車両に関しては作業時間中の等価騒音レベル $L_{Aeq,T}$ を用いてもよい。
 - 5) 荷捌き作業等に伴って発生する騒音については、原則として1回の作業時間に対応した騒音レベルのエネルギー平均値 L_{AJ} を求める。
 - 6) 衝撃騒音に関しては、1回の発生ごとの単発騒音暴露レベルないしは作業時間に対応した騒音レベルのエネルギー平均値 L_{AJ} を求める。
 - 7) 各騒音の位置及び予測地点を示す図面を添付する。
- * 計算の課程が分かる資料を別途添付するものとする。
- * 本様式の作成にあたっては、必ず届出前に県環境全課騒音担当グループの指導を受けること。

別紙5 夜間における騒音の予測結果とその算出根拠

騒音規制法における夜間(午後9時から午前6時)の規制基準値に基づく当該出店地域の指定及び規制基準値(→参考2)

- ・類型:
- ・基準値:夜間 dB

夜間における定常騒音の騒音レベル及び変動騒音・衝撃騒音の騒音ごとの最大値

1		2	3	4	5	6	7	8	10	11	12	14	15	16
騒音発生源		基準距離(1m)換算の騒音値			稼働時間 又は発生 回数	予測地点 ²⁾ までの距離(m)と減衰量(dB)			遮蔽による減衰量(dB)			各予測地点の騒音レベル(dB)		
		騒音レベル (dB)	評価量	根拠 ¹⁾		①	②	③	①	②	③	①	②	③
定常騒音	冷却塔		L_{pA}			dB/ m	dB/ m	dB/ m						
	空調屋外機		L_{pA}			/	/	/						
	吸排気口		L_{pA}			/	/	/						
	浄化槽ポンプ		L_{pA}			/	/	/						
	キュービクル		L_{pA}			/	/	/						
	その他()		L_{pA}			/	/	/						
変動騒音・ 衝撃騒音	運搬車両アイドリング		$L_{Amax}^{3)}$			/	/	/						
	運搬車両後進ブザー		$L_{Amax}^{3)}$			/	/	/						
	廃棄物収集作業音		$L_{Amax}^{3)}$			/	/	/						
	荷捌き台車走行音		$L_{Amax}^{3)}$			/	/	/						
	BGM等		$L_{Amax}^{3)}$			/	/	/						
	荷捌き荷降ろし音		$L_{Amax}^{3)}$			/	/	/						
	その他()		$L_{Amax}^{3)}$			/	/	/						

〈夜間に発生する騒音の予測に関する注意事項〉

- 1) 基準距離(1m)での騒音レベルの根拠として、メーカーの提示した数値などその出典を明示する。既存店等で実測を行った場合は、測定日、測定店舗、及び測定状況(音源からの距離、分析方法など)を明記する。
 - 2) 騒音予測地点は、最も騒音レベルの高いと思われる地点、さらには民家等があって騒音の問題を生じるおそれのある地点を敷地境界線上に設定する。なお、敷地境界線上に遮音壁を設置する場合であって、近隣に高層住居等がある場合には、遮音壁の直後で測定するほか、騒音発生源と高位置の受音点を結んだ線における敷地境界線上の点の騒音レベルについても予測するものとする。
 - 3) 変動騒音・衝撃騒音に関しては、騒音レベルの最大値 L_{Amax} を求める。
 - 4) 各騒音の位置及び予測地点を示す図面を添付する。
- *) 計算の課程が分かる資料を別途添付するものとする。
- *) 本様式の作成にあたっては、必ず届出前に県環境全課騒音担当グループの指導を受けること。

【 参 考 1 】

騒音に係る環境基準の基準値は下記のとおりであるが、群馬県における騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定については、県環境保全課騒音担当に確認すること。

騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

（注） 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

【 参 考 2 】

騒音規制法における夜間の規制基準値の範囲は、下記のとおりであるが、群馬県における夜間の時間帯、規制基準値及び大規模小売店舗に適応される区域の指定は、県環境保全課騒音担当に確認すること。

第1種区域	40デシベル以上45デシベル以下
第2種区域	40デシベル以上50デシベル以下
第3種区域	50デシベル以上55デシベル以下
第4種区域	55デシベル以上65デシベル以下

※第1種区域を除き、学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の入院施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね50メートルの区域内における基準は、上表に定める値から5dB減じた値となります。

別 紙 6

○必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

【指針の計算式に基づき算出する場合】

※この表は、特別な事情により指針以外の方法で算出する場合でも必ず記載してください。

	廃棄物種類	S : 店舗面積 (小数第3位まで記載)		排出量 原単位	A : -日当たり廃棄物排出量 (原単位×S)	B : 平均 保管日数	C : 指針に基づく見かけ比重 (t/m ³)	指針に基づく必要保管容量 A × B ÷ C
		6千m ² 以下の部分	千m ²				t	日
		6千m ² 超の部分	千m ²		t		N : 独自に採用した見かけ比重 (t/m ³)	Nを用いた場合の保管容量 A × B ÷ N
小	紙製廃棄物等	6千m ² 以下の部分	千m ²		t	日	C :	m ³
		6千m ² 超の部分	千m ²		t		N :	m ³
				計	t			m ³
売	金属製廃棄物等	6千m ² 以下の部分	千m ²		t	日	C :	m ³
		6千m ² 超の部分	千m ²		t		N :	m ³
				計	t			m ³
店	ガラス製廃棄物等	6千m ² 以下の部分	千m ²		t	日	C :	m ³
		6千m ² 超の部分	千m ²		t		N :	m ³
				計	t			m ³
舗	プラスチック製廃棄物等	6千m ² 以下の部分	千m ²		t	日	C :	m ³
		6千m ² 超の部分	千m ²		t		N :	m ³
				計	t			m ³
	生ごみ等	6千m ² 以下の部分	千m ²		t	日	C :	m ³
		6千m ² 超の部分	千m ²		t		N :	m ³
				計	t			m ³
	その他の可燃性廃棄物等	千m ²			t	日	C :	m ³
		千m ²			t		N :	m ³
D : 小売店舗必要保管容量の小計								m ³
※併設施設等	施設等の種類	算 出 根 拠						必要保管容量
								m ³
								m ³
E : 併設施設等の必要保管容量の小計								
※ 「併設施設」欄は、小売店舗以外の施設（併設施設）から排出される廃棄物等を小売店舗からの廃棄物等と同一の場所で保管する場合、リサイクル関連法令等に基づく店頭回収を実施する場合、指針に示す種類以外の廃棄物等の排出が見込まれる場合に記載してください。								m ³
必要保管容量合計（D + E）								m ³ (小数第2位を四捨五入)

届 出 保 管 容 量	m ³ (小数第2位を四捨五入)
-------------	--------------------------------

「見かけ比重」について指針の数値によらずに算出した場合

<p>独自に採用した見かけ比重の根拠 (廃棄物等の種類毎に記載すること。)</p>	<p>※ 独自に採用した見かけ比重は、取扱品目や規模等が同種の店舗における生ゴミ等水分含有率の高い廃棄物等や、機器を用いて廃棄物等を圧縮する場合の比重の実績値を、その根拠とすることができます。</p>
---	--

【特別な事情により指針以外の方法で算出する場合】

<p>特別な事情</p>	<p>※ 特別な事情とは、主たる小売業者が同一であって取扱い品目及び規模等が同種の店舗における実績値を用いる場合等とします。</p>		
<p>計算式等算出根拠</p>			
<p>必要保管容量の合計</p>	<p>m^3 (小数第2位を四捨五入)</p>	<p>届出保管容量</p>	<p>m^3 (小数第2位を四捨五入)</p>

別添

法第4条に基づく大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に係る対応状況確認書

注 () 内は法第4条に基づく大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の条項注

1 駐車需要の充足等交通に係る事項（指針二・1・（1））

① 周辺の交通状況について

a. 公安委員会（警察）関係

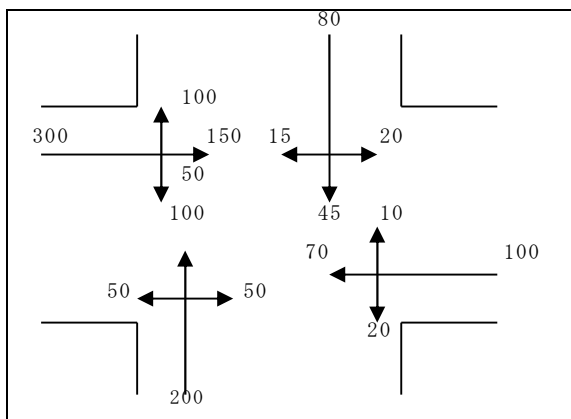
※ 周辺の交通状況の把握の一環として、必ず地元警察署と協議し、その結果について具体的に記載してください。
また、その際には、交通渋滞発生防止の観点からの交通量調査の必要性についても、必ず地元警察署と協議してください。
なお、交通量調査を行った場合は、下記記載例により主要交差点の交通量比較を記載するとともに、調査データを添付してください。

※ 記載例

現況と開店後における交通量比較（店舗周辺の主要交差点）

[調査対象時間における現況道路ピーク時：〇〇時台]

（現況）



[予想来台数ピーク時：〇〇時台]

（現況）

上図参照。

（開店後）

上図参照。



※ 休祭日について作成してください。（但し、平日の方が来客が多いときは、平日。）

b. 道路管理者関係

※ 周辺の交通状況の把握の一環として、必ず道路管理者と協議し、その結果について具体的に記載してください。

・ 国道

・ 県道

・ 市町村道

2 効率的な駐車場形式の選択及び駐車場の出入口の数、位置 (指針二・1・(1)・②・イ)

①左折原則によらない駐車場出入口について

※ 来台数が多く見込まれる駐車場出入口にあつて、左折原則によらない場合は、右折レーンの設置、信号機の設置、誘導員の配置、チラシによる案内経路の周知等、その具体的な対応策を記載するとともに、建物配置図に示してください。

②歩行者等の安全や駐車場の排気ガスについて

※ 駐車場内及び出入口において、自動車、歩行者等の動線を分離し円滑な出入庫等を可能とするため、歩行者専用通路の設置及び表示や歩行者の安全と排気ガスの削減を呼びかける看板等の設置を行う場合は、その具体的な対応策を記載するとともに、歩行者通路や看板の位置を建物配置図に示してください。

③閑静な住宅街に面して設置する出入口について

※ 交通渋滞の発生防止を図る観点等から、やむを得ず閑静な住宅街に面して出入口を設置する場合は、静穏保持の協力依頼やアイドリング、空ぶかし防止の呼びかけの看板設置等、その具体的な対応策を記載するとともに、看板の位置を建物配置図に示してください。

3 駐車場の分散確保（指針二・１・（１）・②・ハ）

①駐車場の分散確保について

※ 主駐車場だけでは、必要な入庫処理能力又は出入口数を確保できない等の理由から駐車場の分散確保を行う場合は、その具体的理由を記載してください。

4 駐輪場の確保等（指針二・１・（１）・③及び④）

①自動二輪車及び原動機付自転車の駐車場の確保について

※ 自動二輪車及び原動機付自転車について、年間の休祭日のピーク１時間に必要な駐車を確保し、その場所を明示する等、その具体的対応策を記載してください。

5 荷さばき施設の整備（指針二・１・（１）・⑤・イ）

①専用出入口の設置について

※ 店舗の開店している時間帯においても相当数の搬出入車両がある場合で、搬出入車両専用の出入口を設けない場合は、その理由を記載してください。

6 経路の設定等（指針二・１・（１）・⑥）

①来客の自動車及び搬出入車両の経路の一部に通学路等が含まれる場合の対策について

※ 来客の自動車及び搬出入車両が駐車場に到着するまでの経路に、やむを得ず住宅地の生活道路、通学路、沿道に療養施設・社会福祉施設等の設置されている道路が含まれる場合は、来客及び搬出入事業者に対して、登下校時間帯の通行を避けることや不用意なクラクション等による騒音を抑える呼びかけを行う等、その具体的対応策を記載してください。

②搬出入車両の運行混雑回避のための搬出入事業者に対する取り組みについて

※ 搬出入車両の運行による混雑を回避するため、事業者に対し、計画的な搬出入時間帯の設定や混雑が少なくなるような経路選択についての呼びかけを行う等、その具体的対応策を記載してください。

③バス、タクシー等のための駐車場の設置について

※ 店舗敷地内に新たにバス、タクシー等のための駐車場を設置することが必要な場合には、それに協力する予定があるか記載してください。

④パークアンドライド事業その他の公共交通機関の利用促進に関する事業について

※ 市町村等がパークアンドライド事業その他の公共交通機関の利用促進に関する事業を行う場合には、それに協力する予定があるか記載してください。

⑤その他の対応について

※ 経路の設定について、上記以外の対応を行う場合は、具体的に記載してください。

7 歩行者の通行の利便の確保等（指針二・１・（２））

①歩行者の通行の利便について

※ 店舗の立地によって明らかに従来の通行の利便が損なわれるおそれがある場合、あるいは公的計画に基づいて既に通行の利便確保のための事業が行われている場合は、歩道と交差する駐車場の出入口を見通しが良い位置に設置すること、出入口を車と歩行者が交錯しないような構造にすること、車の出入庫を示す表示を設置すること、敷地の一部を通り抜け可能な通路として利用できるようにすること等、その具体的な対応策を記載するとともに、建物配置図に示してください。

②商品搬出入車両について

※ 商品の搬出入のための車両が、歩行者等が主として通るような歩道を横切って頻繁に出入りするような構造になっている場合は、荷さばき施設からの出入口をなるべく歩行者の通行の利便が妨げられないような位置に設置すること、車の出入庫を示す表示を設置すること等、その具体的な対応策を記載するとともに、建物配置図に示してください。

③夜間通行について

※ 店舗の立地によって周辺の歩道等の見通しが悪化し、夜間に周辺を通行することが安全上問題となることが予想される場合は、照明設備の配置、広告照明の点灯等、その具体的な対応策を記載するとともに、建物配置図に設備内容と位置を明記してください。

8 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮（指針二・１・（３））

①廃棄物減量化及びリサイクル活動への具体的な取組状況について

※ 設置者が小売店舗の小売業者と協力して、関係法令等の制定等による制度面での進展や、地方公共団体の施策との整合性に配慮しつつ、廃棄物の減量化及びリサイクル活動を推進する予定となっている場合には、その具体的な内容について記載してください。

②地域の住民等への情報公開の推進について

※ 上記①の活動を行う場合において、周辺住民の意識を高めるため、活動内容について地域の住民等への情報公開を推進することとしている場合には、その具体的な内容について記載してください。

③リサイクル対象物保管施設の状況

施設の位置	リサイクル対象品	面積	容量	備考
図面番号	※トレイ、牛乳パック、ペットボトル、廃家電等	m ²	m ³	

※ 小売店舗の届出保管容量の合計は、このリサイクル品の将来的回収見込み量（廃品の引き取りも含む）も勘案し、適正な保管用量が確保されていなければなりません。

9 防災・防犯対策への協力（指針二・１・（４））

①防災対策への協力

※ 地方公共団体からの、災害時の避難場所として駐車場等敷地の一部の使用若しくは店舗で扱っている範囲の物資の緊急時における提供を行うための協定等についての締結要請等に対して、必要な協力を行う予定がある場合は、その具体的内容を記載してください。

②防犯対策への協力

※ 周辺地域での防犯や青少年の非行防止の対策の一助としての協力を行う予定ある場合は、駐車場等への適切な照明の設置、警備員の巡回等、その具体的内容を記載してください。
また、参考として、併設施設がある場合、その対策についても具体的内容を記載してください。

10 騒音問題に対応するための対応策について（指針二・２・（１）・①）

①騒音問題への一般的対策について

※ 住居に面している方向には騒音発生源となる施設及び機器を極力配置しないようにすること、施設と住居が隣接している場合等には、必要に応じ近隣住民と調整した上での遮音壁の設置や緑地帯を確保することにより住居との距離を確保すること等、騒音問題への一般的対策を具体的に記載してください。

② 荷さばき作業に伴う騒音対策について

施設建築計画面での配慮	※ 荷さばき施設の十分なスペースの確保による荷さばき時間の短縮、荷さばき施設の屋内化、作業場所の床の段差回避、緩衝機能を有するクッション製素材の採用、内装面の吸音材の使用等による吸音・遮音等、施設建築計画面での具体的な対応策を記載してください。
運営面での配慮	※ 荷さばき作業時間の特定、荷さばき車両のアイドリングの禁止の徹底等、運営面での具体的な対応策を記載してください。
機器選択面での配慮	※ 低騒音型の荷さばき機器の導入の促進等、機器選択面での具体的な対応策を記載してください。

③ 営業宣伝活動に伴う騒音対策について

※ BGMの使用や営業宣伝やアナウンスを行う場合には、実施時間帯の特定、音量の低減及び拡声器の配置場所の配慮等、その具体的な対応策を記載してください。

④ 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策について

a. 冷却塔、室外機等からの騒音

※ 冷却塔や室外機を屋外に設置する場合には、機器周辺の遮音効果を高めること、低騒音機器を導入すること、機器周辺の吸音処理を行うこと、防振架台の設置等による騒音発生の低減等、その具体的な対応策を記載してください。

b. 給排気口等からの騒音

※ 吹き出し口、吸い込み口の形状の検討、ダクト等の吸音、風速、風量の調整、低騒音型の送風機の導入等、その具体的な対応策を記載してください。

c. 駐車場からの騒音

施設配置・構造面での配慮	※ 駐車場の屋内化及びこれに伴う天井・壁の吸音処理、立体駐車場等におけるスロープの勾配等に配慮した防音対策、低騒音舗装、床の段差回避等、施設の配置・構造面での具体的な対応策を記載してください。
運営面での配慮	※ 駐車場利用時間帯の制限、誘導員・監視員による場内走行の円滑化、見回りの実施、青少年の蟻集等による騒音を防止するため深夜・早朝の出入口の施錠、警備員の巡回等、運営面での具体的な対応策を記載してください。

d. 廃棄物収集作業等に伴う騒音

施設配置面での配慮	※ 収集場所の屋内化等、施設の配置面での具体的な対応策を記載してください。
運営面での配慮	※ 深夜や早朝における作業の回避や回収時間帯の制限等、運営面における具体的な対応策を記載してください。

1 1 廃棄物等の保管場所の位置及び構造について

(指針二・2・(2)・①・ロ)

①保管施設状況

保管する廃棄物等の種類	※ 指針による分類のうち、実際に発生が見込まれる廃棄物等の種類をそれぞれ記入。		
保管施設の位置 (図面番号)			
容 量 (立方メートル)			
構 造			
環境保持のため特に 配慮している事項	※ 廃棄物の種類ごと、処理方法ごとに分別して保管する等搬出作業の利便確保や、中間処理及び搬出作業に伴う騒音、悪臭が周辺住民等に与える影響を最小限のものとするための、その具体的な対応策を記載してください。		

②生ゴミを排出する小売店舗の配慮事項 (該当する店舗のみ記載して下さい。)

<p>配慮事項：</p> <p>※ 周辺への悪臭発散防止のため、若しくはカラス等による散乱防止のため、施設の密閉性を確保することや、適正な温度管理の実施等防臭・除臭のための適切な対策を行う等、その具体的な対応策を記載してください。</p>

1 2 廃棄物等の処理について（二・2・（2）・②）

① 廃棄物等の処理方法及び運搬頻度

種 類	処 理 方 法	運 搬 頻 度
※ 指針による分類のうち、実際に発生する廃棄物等の種類をそれぞれ記入してください。	※ 敷地外で処理することとし、適正な処分が行われることが見込まれる業者に定期的に運搬を依頼する等、その具体的な処理方法を記載してください。	※ 週4回（火、木、土、日）等、具体的に記載してください。

② 廃棄物等の処理や運搬に関する適正な施設の配置及び運営について

a. 敷地外で処理する場合

※ 十分な運搬頻度を確保することとし、また特に繁忙期等大量に廃棄物が生じる時期等については、保管容量を超えないよう必要に応じ運搬頻度を増やす等、その具体的な対応策を記載してください。

b. 運搬予定業者等の決定

※ 運搬予定業者等の決定にあたり、関係法令に配慮し、適正処理が確保されるように適切な業者の選定を行うか、記載してください。

c. 敷地内で処理する場合

※ 敷地内で処理する場合（圧縮機による中間処理を含む）に、その具体的方法及び関連設備について関係法令の規制に従い適正に行うとともに、関連作業に伴う騒音、悪臭が周辺の住居等に与える影響を最小限とするような設備の配置や運営を行う等、その具体的な対応策を記載してください。

d. 店舗内の関係者及び関連事業者への対応

※ 店舗内の関係者及び関連事業者に対し、廃棄物等の運搬や処理が適切に行われるよう徹底することとしているか、記載してください。

1 3 その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方策について (指針二・2・(2)・③)

①保管、運搬、処理に関連して、生活環境問題を発生させるおそれがある場合の対応策

※ 食品加工場から発生する調理臭や排出される汚水からの悪臭発散の防止、廃棄物等保管場所に持ち込むまでの小売業者による適正な管理等、生活環境上の問題を発生させるおそれがある場合には、その適正な対応策を具体的に記載してください。

また、参考として、併設施設の事業活動に伴い、悪臭を発生する可能性が ある場合の対策についても、その具体的内容を記載してください。

1 4 街並みづくり等への配慮等 (指針二・2・(3))

※ 他法令に基づく許可や届出が必要な場合もありますので、あらかじめ所管の県土木事務所、市町村等でよく確認してください。

①地域全体における計画及び協定について

※ 次の法令等に該当する地区に出店する場合は、その具体的な対応策を記載してください。

- ア 都市計画法に基づく地区計画・風致地区、若しくは景観法に基づく景観計画・景観地区が定められている地区
- イ 建築協定若しくは景観協定が締結されている地区
- ウ 群馬県景観条例又は市町村景観条例（届出を対象とする行為の規模及び景観形成基準は、県及び市町村が定める条例の規定ごとに基準が異なるため、行為地に係る条例の規定を確認してください。）
- エ 街並み形成に関する条例、その他の公的計画

②屋外照明及び広告塔照明について

※ 屋外照明や広告塔照明を使用する場合で、その光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」が生ずるおそれがある場合は、照明の配置や方向、強さ、照灯時間等を調整する等、具体的配慮事項を記載するとともに建物配置図に設備内容と位置を明記してください。

1 5 地域貢献活動への取組 (指針序文)

①地域貢献の具体的内容について

※ 設置者(店舗)として実施している、あるいは今後実施を予定している地域貢献活動について、その内容を具体的に記載してください。

なお、店舗面積6,000平方メートル超の店舗については、「大規模小売店舗の地域貢献ガイドライン」(平成21年4月1日施行)の対象となりますので、ガイドラインに記載の手続きを実施してください。(この欄にはガイドラインに添って取り組む旨を記載していただければ結構です。)

別記様式第4号（規格A4）（第6条関係）

※ページを付してください。

※受付年月日	年 月 日
※受付番号	群地企第 一 号
※備考	

変 更 後 の 変 更 届 出 書

年 月 日

群馬県知事 あて

〈 設 置 者 〉 氏名又は名称
法人代表者氏名
住 所
電 話 番 号

年 月 日付けをもって提出した届出のうち、下記事項について変更があったので、
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地（変更後のもの）

- ・ 名称
- ・ 所在地

2 変更した事項

（変更前）
（変更後）

※設置者や小売業者が変更した場合は、名称だけでなく、住所、法人代表者氏名も記載してください。

3 変更年月日

年 月 日

4 変更の理由

5 変更した事項に係る添付書類の一覧

注 新設届出書（別記様式第3号）の記7を参照のこと。

別記様式第5号（規格A4）（第7条関係）

※ページを付してください。

※受付年月日	年 月 日
※受付番号	群地企第 一 号
※備考	

変 更 前 の 変 更 届 出 書

年 月 日

群馬県知事 あて

〈 設 置 者 〉 氏名又は名称
法人代表者氏名
住 所
電 話 番 号

年 月 日付けをもって提出した届出のうち、下記事項について変更をするので、
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
・ 名称
・ 所在地
- 2 変更をしようとする事項
（変更前）
（変更後）
- 3 変更を予定する年月日
年 月 日
- 4 変更をしようとする理由
- 5 変更をしようとする事項に係る添付書類の一覧
注 新設届出書（別記様式第3号）の記7を参照のこと。

別記様式第6号（規格A4）（第8条関係）

※ページを付してください。

※受付年月日	年 月 日
※受付番号	群地企第 一 号
※備考	

軽 微 変 更 協 議 書

年 月 日

群馬県知事 へ

〈 設 置 者 〉 氏名又は名称
法人代表者氏名
住 所
担当者氏名電話
〈届出担当〉
氏名又は名称
法人代表者氏名
住 所
担当者氏名電話

大規模小売店舗において軽微な変更を行いますので、群馬県大規模小売店舗立地法事務処理要綱（平成12年4月6日商第8号）第8条第1項の規定により、下記のとおり協議します。

記

1 大規模小売店舗の名称・所在地

- ・ 名 称
- ・ 所在地

2 軽微な変更に係る事項

- ・ 附属施設の位置

附属施設の名称	位置の変更の内容	図面番号

注 図面に、現在の位置と変更後の位置を明示してください。

- ・ 既存店の店舗面積の削減

（変更前） m²
（変更後） m²

注 変更前後の平面図、求積図、及び求積表を添付してください。

- ・ 既存店の一時的な変更

変更をしようとする事項

（変更前）
（変更後）

注 変更に係る図面（変更前後）を添付してください。

3 大規模小売店舗の周辺的生活環境に与える影響がその変更前に比較して変化しないとする理由

別記様式第7号（規格A4）（第9条関係）

※ページを付してください。

※受付年月日	年 月 日
※受付番号	群地企第 ー 号
※備考	

既存大規模小売店舗を設置している者の最初の変更届出書

年 月 日

群馬県知事 あて

〈設置者〉氏名又は名称

法人代表者氏名

住 所

電 話 番 号

平成12年6月1日における既存の大規模小売店舗について最初の変更を行うので、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・名称
- ・所在地

2 最初に行う変更に係る事項

(1) 変更をしようとする事項

(変更前)

(変更後)

(2) 変更を予定する年月日

年 月 日

(3) 変更をしようとする理由

3 上記2以外の届出事項

注 新設届出書（別記様式第3号）の記1から6までのうち、上記2以外の事項を記載してください。

4 添付書類

注 新設届出（別記様式第3号）の記7の添付書類のうち、上記2に係る事項についての変更前と変更後を示す書類及び図面等を添付してください。

※新設届出書の様式を参考に記載して下さい。

別記様式第8号（規格A4）（第10条関係）

※ページを付してください。

※受付年月日	年 月 日
※受付番号	群地企第 一 号
※備考	

店舗の名称・設置者・小売業者の変更報告書

年 月 日

群馬県知事 へ

〈設置者〉氏名又は名称

法人代表者氏名

住 所

担当者氏名電話

〈届出担当〉

氏名又は名称

法人代表者氏名

住 所

担当者氏名電話

既存大規模小売店舗において、法第5条第1項第1号及び第2号に係る事項（※ ）が変更したので、群馬県大規模小売店舗立地法事務処理要綱（平成12年4月6日商第8号）第10条の規定により、提出します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- ・ 名称
 - ・ 所在地

- 2 変更事項
- （変更前）
- （変更後）

- 3 変更年月日
- 年 月 日

- 4 変更の理由

※上記（※ ）は、以下から記入してください

- ・ 大規模小売店舗の名称
- ・ 設置者の氏名又は名称
- ・ 店舗面積が1,000㎡を超える小売業者の入替え

※小売業者の変更の場合は、名称だけでなく住所、法人代表者氏名、主要販売品も記載してください。

別記様式第9号（規格A4）（第12条関係）

※ページを付してください。

※受付年月日	年 月 日
※受付番号	群地企第 一 号
※備考	

廃 止 届 出 書

年 月 日

群馬県知事 へ

〈 設 置 者 〉 氏名又は名称

法人代表者氏名

住 所

担当者氏名電話

〈届出担当〉

氏名又は名称

法人代表者氏名

住 所

担当者氏名電話

大規模小売店舗を廃止するので、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - ・ 名称
 - ・ 所在地
- 2 廃止前の店舗面積の合計
m²
- 3 廃止後の店舗面積の合計
m²
- 4 店舗面積の合計を1,000m²以下に変更する日
年 月 日
- 5 店舗面積の合計を1,000m²以下に変更する理由

別記様式第10号（規格A4）（第14条関係）

※ページを付してください。

掲 示 報 告 書

年 月 日

群馬県知事 へ

〈 設 置 者 〉 氏名又は名称
法人代表者氏名
住 所
担当者氏名電話
〈届出担当〉
氏名又は名称
法人代表者氏名
住 所
担当者氏名電話

説明会の開催に代えて、下記の掲示をしましたので、群馬県大規模小売店舗立地法事務処理要綱（平成12年4月6日商第8号）第14条第2項の規定により、報告します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・ 名 称
- ・ 所在地

2 掲示した日

年 月 日

3 掲示の内容

（1）掲示した届出等の要旨

（2）添付資料

掲示したものの写し、掲示場所がわかる図面、掲示の様子がわかる写真

別記様式第11号（規格A4）（第16条関係）

※ページを付してください。

地 元 説 明 報 告 書

年 月 日

群馬県知事 あて

〈 設 置 者 〉 氏名又は名称

法人代表者氏名

住 所

担当者氏名電話

〈届出担当〉

氏名又は名称

法人代表者氏名

住 所

担当者氏名電話

群馬県大規模小売店舗立地法事務処理要綱（平成12年4月6日商第8号）第16条第3項の規定により、次のとおり報告します。

報 告 事 項	内 容
1 大規模小売店舗の名称及び所在地	
2 説明会の公告方法	
3 説明会の開催日時	
4 説明会場の名称及び所在地	
5 出席者の概要 （1）設置者（職名及び氏名） （2）小売業者（職名及び氏名） （3）地元市町村の担当者（職名及び氏名） （4）出席者の総人数 （上記(1)、(2)を除いた人数）	
6 議事の概要	
7 質疑等（事項及びその内容）	
8 7に対する設置者の対応	
9 その他	

注1 この表は、説明会開催日ごとに作成してください。

2 広報紙（折り込みチラシの場合は、チラシ及び配布部数と配布エリアのわかるもの）、説明会で配布した資料を添付

3 説明会の公告の掲示場所の写真を添付

別記様式第12号（規格A4）（第17条関係）

※ページを付してください。

説明会開催不能報告書

年 月 日

群馬県知事 へ

〈設置者〉氏名又は名称

法人代表者氏名

住 所

担当者氏名電話

〈届出担当〉

氏名又は名称

法人代表者氏名

住 所

担当者氏名電話

群馬県大規模小売店舗立地法事務処理要綱（平成12年4月6日商第8号）第17条第1項の規定により、次のとおり報告します。

報告事項	内 容
1 大規模小売店舗の名称及び所在地	
2 説明会の公告方法	
3 説明会の開催（予定）日時	
4 説明会場の名称及び所在地	
5 出席者の概要 (1) 設置者（職名及び氏名） (2) 小売業者（職名及び氏名） (3) 地元市町村の担当者（職名及び氏名） (4) 出席者の総人数 (上記(1)、(2)を除いた人数)	
6 説明会が開催できない事由及びこれに該当する事実	<input type="checkbox"/> 大規模小売店舗立地法施行規則第13条第1項第1号に該当する事実 <input type="checkbox"/> 大規模小売店舗立地法施行規則第13条第1項第2号に該当する事実
7 その他	

注 この表は、説明会開催日ごとに作成してください。

市町村長 様

群馬県知事
（地域企業支援課）

大規模小売店舗の新設等の届出等の公告及び意見の聴取について（照会）

このことについて、大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 3 項（第 6 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、下記の者の届出について、別添のとおり公告したので、同法第 8 条第 1 項の規定により通知します。

また、同項の規定により、別紙 1 の意見聴取事項に関して、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見を聴きますので、年 月 日までに別紙 2 により回答してください。

なお、別紙 2 により回答した内容については、大規模小売店舗立地法第 8 条第 3 項の規定により、公告及び縦覧に供します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - ・ 名称
 - ・ 所在地

- 2 新設者又は設置者の名称

- 3 公告の内容 別添写しのとおり

- 4 意見聴取事項 別紙 1 のとおり

意見聴取事項

一 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項（法第4条第2項第1号）

二 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項（法第4条第2項第2号）

1 住民の利便及び業務の利便の確保のために配慮すべき事項

（1）駐車需要の充足等交通に係る事項

項	目
①	駐車場の必要台数の確保
②	駐車場の位置及び構造等
③	駐輪場の確保等
④	荷さばき施設の整備等
⑤	経路の設定等

（2）歩行者の通行の利便の確保等

（3）廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

（4）防災・防犯対策への協力

2 生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

（1）騒音の発生に係る事項

項	目
①	騒音問題に対応するための対応策について
②	騒音の予測・評価について

（2）廃棄物に係る事項等

項	目
①	廃棄物等の保管について
②	廃棄物等の処理について
③	その他設置者としての廃棄物等に関連する対応策について

(3) 街並みづくり等への配慮等

項	目
・ 外観整備による街並みづくり等との調和	
・ 連続性を必要とする街並みづくりがなされている場合の協力	
・ 地域住民等に悪影響を与える「光害」への対応	
・ その他街並みづくり等への配慮に関すること	

群馬県知事 あて

市町村長
(担当課)

設置者〇〇〇〇の届出に係る大規模小売店舗立地法
に基づく意見の提出について(回答)

年 月 日付け地企第 号をもって照会のありました標記届出については、下記
のとおり意見を述べます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・ 名称
- ・ 所在地

2 意見

事項(項目)名	
意見の内容	
理 由	

注 意見を述べる場合には、事項(項目)ごとに作成してください。

意 見 書

年 月 日

群馬県知事 へ

氏名又は名称

法人代表者氏名

住 所

電 話 番 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により、
年 月 日に公告された大規模小売店舗の届出については、別紙1のとおり意見を述べます。

記入上のご注意

- ① あなたが提出したご意見（ただし、別紙1の部分のみ）は、大規模小売店舗立地法第8条第3項の規定により、その概要を公告（注 県のホームページなどでの公開）し、かつ、1か月間縦覧（注 県庁県民センターなどで一般の人が自由に見られる状態に置くこと。）に供されます。
- ② ご意見の趣旨が確認できないので、匿名での意見は受け付けません。
- ③ あなたは、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、ご意見を述べることができますので、別紙2に掲げた事項（項目）に従い、お書きください。単に「交通が渋滞する。」、「騒音が発生する。」等ではなく、できるだけ具体的にお書きください。
- ④ ご意見が、公序良俗に反する場合、他人の権利を侵害する場合など違法であると認められる場合は、公告及び縦覧に供しません。
- ⑤ ご意見は、次の住所あてに、郵送又は持参してください。

提出先

〒371-8570

群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県地域企業支援課

電話 027-223-1111（代表）

意 見 書

大規模小売店舗の名称 及び所在地	
別紙2の事項（項目）	
生活環境の保持の見地 からの意見	
理 由	

意見を述べることができる事項（項目）

1 住民の利便及び業務の利便の確保のために配慮すべき事項

（1）駐車需要の充足等交通に係る事項

- ①駐車場の必要台数の確保
- ②駐車場の位置及び構造等
- ③駐輪場の確保等
- ④荷さばき施設の整備等
- ⑤経路の設定等

（2）歩行者の通行の利便の確保等

（3）廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

（4）防災・防犯対策への協力

2 生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

（1）騒音の発生に係る事項

- ①騒音問題に対応するための対応策について
- ②騒音の予測・評価について

（2）廃棄物に係る事項等

- ①廃棄物等の保管について
- ②廃棄物等の処理について
- ③その他設置者としての廃棄物等に関連する対応策について

（3）街並みづくり等への配慮等

- ①外観整備による街並みづくり等との調和
- ②連続性を必要とする街並みづくりがなされている場合の協力
- ③地域住民等に影響を与える「光害」への対応
- ④その他街並みづくり等への配慮に関すること

地企第 号
年 月 日

設置者 様

群馬県知事
(地域企業支援課)

大規模小売店舗の届出に対する県の意見について (通知)

年 月 日付けで受理した下記 1 の大規模小売店舗に係る届出について、大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 8 条第 4 項の規定に基づき、下記 2 のとおり意見を述べます。

つきましては、県の意見を踏まえ、直ちに対応を検討してください。

なお、同法第 8 条第 9 項の規定により、同法第 8 条第 7 項の規定に基づく変更する旨の届出又は変更しない旨の通知をした日から 2 ヶ月を経過しなければ、新設又はその変更は行ってはならないことを申し添えます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地等

- ・ 名称
- ・ 所在地

2 意見

意見の内容	
理由	

地企第 号
年 月 日

設置者 様

群馬県知事
(地域企業支援課)

大規模小売店舗の届出に対し県の意見を有しないことについて (通知)

年 月 日付けの下記の大規模小売店舗に係る届出について、大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第8条第4項の規定に基づき、意見を有しない旨通知します。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地等

- ・ 名称
- ・ 所在地
- ・ 届出の内容

別記様式第17号 (第20条関係)

地企第 号
年 月 日

設置者 様

群馬県知事
(地域企業支援課)

大規模小売店舗の届出に対する県の附帯意見について（通知）

年 月 日付けの下記 1 の大規模小売店舗に係る届出について、群馬県大規模小売店舗立地法事務処理要綱（平成 12 年 4 月 6 日商第 8 号）第 20 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり附帯意見を述べます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地等

- ・ 名称
- ・ 所在地
- ・ 届出の内容

2 附帯意見の内容

3 理由

別記様式第 18 号（規格 A 4）（第 21 条関係）

※ページを付してください。

※受付年月日	年 月 日
※受付番号	群地企第 一 号
※備考	

意見を踏まえた変更届出書

年 月 日

群馬県知事 へ

〈 設 置 者 〉氏名又は名称
法人代表者氏名
住 所
電 話 番 号

年 月 日付け地企第 号の県の意見を踏まえ、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第7項の規定により、下記のとおり変更する旨を届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
・ 名称
・ 所在地
- 2 変更をしようとする事項
(変更前)
(変更後)
- 3 変更を予定する年月日
年 月 日
- 4 変更をしようとする理由
- 5 変更をしようとする事項に係る添付書類（法第6条第3項）
新設届出書（別記様式第3号）の記7を参照のこと。

別記様式第19号（規格A4）（第21条関係）

※ページを付してください。

※受付年月日	年 月 日
※受付番号	群地企第 一 号
※備考	

届出事項を変更しない旨の通知書

年 月 日

群馬県知事 あて

〈設置者〉 氏名又は名称
 法人代表者氏名
 住 所
 電 話 番 号

年 月 日付け地企第 号による県の意見に対しては、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第7項の規定により、下記のとおり届出事項を変更しない旨の通知をします。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地等

- ・ 名称
- ・ 所在地
- ・ 届出の内容

2 届出事項に対して述べられた意見及び変更をしない理由

意 見 の 内 容	理 由

3 届出事項以外に対して述べられた意見及びそれへの対応

意 見 の 内 容	対 応

別記様式第20号（第22条関係）

市町村長 様

群馬県知事
(地域企業支援課)

大規模小売店舗立地法第9条第1項の意見聴取について（照会）

このことについて、下記の者から別添のとおり大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第7項の届出・不変更通知がありました。下記の事項に係る当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい影響があると認めるか否かについて、同法第9条第1項の規定により、意見を求めます。

ついては、 年 月 日までに別紙により回答してください。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - ・ 名称
 - ・ 所在地
- 2 新設者又は設置者の名称
- 3 届出又は通知の内容 別添のとおり
- 4 意見聴取事項

事 項	内 容

別 紙

番 号
年 月 日

群馬県知事 あて

市町村長

意 見 書 の 提 出

年 月 日付け地企第 号により、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第9条第1項の意見を求められましたので、下記のとおり述べます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地等

- ・ 名称
- ・ 所在地
- ・ 届出の内容

2 意見の内容

事 項	意 見	理 由

別記様式第 2 1 号（第 2 2 条関係）

地企第 号

年 月 日

設置者 様

群馬県知事
（地域企業支援課）

大規模小売店舗立地法第 9 条第 1 項の勧告について（通知）

このことについて、大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり勧告するので、通知します。

あなたは、同法第 9 条第 4 項の規定により、この勧告を踏まえ、必要な変更に係る届出について、直ちに検討してください。

正当な理由なく、この勧告に従わなかったとき又は 年 月 日までに変更の届出がないときは、同法第 9 条第 7 項の規定により、その旨を公表することがあります。

別 紙

勸 告 書

〈設置者〉 ○○県○○市○○町○丁目○番○号

○ ○ ○ ○

年 月 日付の届出・不変更通知は、県が述べた意見を適正に反映しておらず、次の大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるので、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第9条第1項の規定により、次の措置をとるべきことを勧告する。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地等

- ・ 名称
- ・ 所在地
- ・ 届出の内容

2 とるべき措置の内容

3 理由

年 月 日

群馬県知事

印

別記様式第22号（規格A4）（第23条関係）

※ページを付してください。

※受付年月日	年 月 日
※受付番号	群地企第 一 号
※備考	

勧告を踏まえた変更届出書

年 月 日

群馬県知事 あて

〈設置者〉氏名又は名称
法人代表者氏名
住 所
電 話 番 号

年 月 日付けの県の勧告に対しては、その勧告を踏まえ、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第9条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・ 名称
- ・ 所在地

2 変更届出の内容

3 変更をしようとする事項に係る添付書類の一覧

注 新設届出書（別記様式第3号）の記7を参照のこと。

公 表

〈設置者〉 ○○県○○市○○町○丁目○番○号

○ ○ ○ ○

年 月 日付の県の勧告にもかかわらず、上記設置者○○○○は、正当な理由がなく、当該勧告に従わない。

よって、大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 9 条第 7 項の規定により、当該勧告に従わない旨を公表する。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地等
 - ・ 名称
 - ・ 所在地
 - ・ 届出の内容
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 従わない勧告の内容
- 4 公表する理由

年 月 日

群馬県知事

印

大規模小売店舗の出店計画の概要

年 月 日

1 建物の概要

大規模小売店舗の名称	
所在地	
延床面積	m ²
店舗面積	m ²
建物の構造	
駐車場	収容台数 台
開店予定日	年 月 日

2 計画地の概要

地番	地目	用途地域	敷地面積	現状
			m ²	
敷地面積の合計			m ²	

3 他法令関係

①建築確認関係

建築確認申請（予定）日 年 月 日

建築着工（予定）日 年 月 日

竣工予定日 年 月 日

②開発許可関係

開発許可（予定）日 年 月 日

③農地転用許可関係

農地転用許可（予定）日 年 月 日

④その他

大規模小売店舗の変更計画の概要

年 月 日

大規模小売店舗の名称		
所在地		
変更事項	前	
	後	
変更予定日	年 月 日	

別記様式第25号（第31条関係）【新設の届出の公告】

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について公告します。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を有する方は、公告の日から4月以内に、県に対し意見書の提出をすることができます。

年 月 日

群馬県知事

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・ 名称
- ・ 所在地

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（1）大規模小売店舗を設置する者

- ・ 氏名又は名称
- ・ 法人代表者氏名
- ・ 住所

（2）大規模小売店舗において小売業を行う者

- ・ 氏名又は名称
- ・ 法人代表者氏名
- ・ 住所

3 大規模小売店舗の新設をする日

- ・ 年 月 日

4 大規模小売店舗の店舗面積の合計

- ・ 平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

（1）駐車場の位置及び収容台数

- ・ 位置 図面省略
- ・ 収容台数 台

（2）駐輪場の位置及び収容台数

- ・ 位置 図面省略
- ・ 収容台数 台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

- ・ 位置 図面省略
- ・ 面積 平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- ・ 位置 図面省略
- ・ 容量 立方メートル

6 施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- ・ 開店時刻
- ・ 閉店時刻

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- ・ 時から 時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- ・ 出入口数
- ・ 位置 図面省略

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことが出来る時間帯

- ・ 時から 時まで

7 届出年月日

年 月 日

8 縦覧場所

- ・ 県庁県民センター
- ・ ○○市役所・○○町村役場

9 問い合わせ先

本件に関する事及び意見書の様式についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

- ・ 県庁地域企業支援課（TEL：027-226-0000）

別記様式第26号（第31条関係）【変更後の変更の届出の公告】

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する第5条第3項の規定により、同法第6条第1項に規定する変更の届出について公告します。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を有する方は、公告の日から4月以内に、県に対し意見書の提出をすることができます。

年 月 日

群馬県知事

1 大規模小売店舗の名称及び所在地（変更後のもの）

- ・ 名称
- ・ 所在地

2 変更した事項

- （変更前）
- （変更後）

3 変更年月日

年 月 日

4 変更の理由

5 届出年月日

年 月 日

6 縦覧場所

- ・ 県庁県民センター
- ・ ○○市役所・○○町村役場

7 問い合わせ先

本件に関すること及び意見書の様式についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

- ・ 県庁地域企業支援課（TEL：027-226-0000）

別記様式第27号（第31条関係）【変更前の変更の届出の公告】

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する第5条第3項の規定により、同法第6条第2項に規定する変更の届出について公告します。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を有する方は、公告の日から4月以内に、県に対し意見書の提出をすることができます。

年 月 日

群馬県知事

1 大規模小売店舗の名称及び所在地（変更前のもの）

- ・ 名称
- ・ 所在地

2 変更をしようとする事項

- （変更前）
- （変更後）

3 変更を予定する年月日

年 月 日

4 変更をしようとする理由

5 届出年月日

年 月 日

6 縦覧場所

- ・ 県庁県民センター
- ・ ○○市役所・○○町村役場

7 問い合わせ先

本件に関すること及び意見書の様式についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

- ・ 県庁地域企業支援課（TEL：027-226-0000）

別記様式第28号（第31条関係）【既存大規模小売店舗を設置している者の最初の変更届出の公告】

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する第5条第3項の規定により、同法附則第5条第1項に規定する変更の届出について公告します。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を有する者は、公告の日から4月以内に、県に対し意見書の提出をすることができます。

年 月 日

群馬県知事

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・ 名称
- ・ 所在地

2 最初に行う変更に係る事項

(1) 変更をしようとする事項

(変更前)

(変更後)

(2) 変更を予定する年月日

年 月 日

(3) 変更をしようとする理由

3 変更をしようとする事項以外の届出事項

注 新設の届出の公告（別記様式第28号）の記2及び記4から6までのうち、上記2以外の事項を記載。

4 届出年月日

年 月 日

5 縦覧場所

- ・ 県庁県民センター
- ・ ○○市役所・○○町村役場

6 問い合わせ先

本件に関する事及び意見書の様式についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

- ・ 群馬県庁地域企業支援課（TEL 027-226-0000）

別記様式第29号（第31条関係）【廃止の届出の公告】

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第6項の規定により、同条第5項に規定する廃止の届出について公告します。

年 月 日

群馬県知事

1 大規模小売店舗の名称及び所在地（変更前のもの）

- ・ 名称
- ・ 所在地

2 店舗面積の合計

（廃止前）	m ²
（廃止後）	m ²

3 廃止を予定する年月日

年 月 日

4 廃止をしようとする理由

5 届出年月日

年 月 日

6 問い合わせ先

本件についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

- ・ 県庁地域企業支援課（TEL：027-226-0000）

別記様式第30号（第31条関係）【意見書の概要の公告】

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第3項の規定により、市町村等の意見の概要を公告します。

年 月 日

群馬県知事

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・ 名称
- ・ 所在地

2 届出の内容及び届出の公告日

- ・ 内容
- ・ 公告日 年 月 日

3 市町村の意見の概要

市町村名	意見の概要	理由

4 居住者等の意見の概要

(1) 住民の利便及び業務の利便の確保のために配慮すべき事項

① 駐車需要の充足等交通に係る事項

意見の内容	理由

② 歩行者の通行の利便の確保等

意見の内容	理由

③ 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見の内容	理由

④ 防災・防犯対策への協力

意見の内容	理由

(2) 生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

① 騒音の発生に係る事項

意見の内容	理由

② 廃棄物に係る事項等

意見の内容	理由

③ 街並みづくり等への配慮等

意見の内容	理由

5 縦覧場所

- ・ 県庁県民センター
- ・ ○○市役所・○○町村役場

6 問い合わせ先

本件についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

- ・ 県庁地域企業支援課（TEL：027-226-0000）

別記様式第31号（第31条関係）【県の意見の概要の公告】

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第6項の規定により、県の意見の概要を公告します。

年 月 日

群馬県知事

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・ 名称
- ・ 所在地

2 届出の内容及び届出日

- ・ 内容
- ・ 届出日 年 月 日

3 県の意見の概要

意 見 の 概 要

4 縦覧場所

- ・ 県庁県民センター

5 問い合わせ先

本件についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

- ・ 県庁地域企業支援課（TEL：027-226-0000）

別記様式第32号（第31条関係）【県の意見を有しない旨の公告】

年 月 日

群馬県知事

大規模小売店舗の届出に対し県の意見を有しないことについて（公告）

年 月 日付けをもって受理した下記の大規模小売店舗に係る届出について、意見を有しないことを公告します。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地等

- ・ 名 称
- ・ 所在地
- ・ 届出の内容

<問い合わせ先>

本件についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

- ・ 県庁地域企業支援課（TEL：027-226-0000）

別記様式第33号（第31条関係）【意見を踏まえた変更届出の公告】

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第8項において準用する第5条第3項の規定により、第8条第7項に規定する意見を踏まえた変更届出について公告します。

年 月 日

群馬県知事

1 大規模小売店舗の名称及び所在地（変更前のもの）

- ・ 名称
- ・ 所在地

2 意見を踏まえて変更しようとする事項

（変更前）

（変更後）

3 変更を予定する年月日 年 月 日

4 変更をしようとする理由

5 届出年月日 年 月 日

6 縦覧場所

- ・ 県庁県民センター
- ・ ○○市役所・○○町村役場

7 問い合わせ先

本件に関すること及び意見書の様式についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

- ・ 県庁地域企業支援課（TEL：027-226-0000）

別記様式第34号（第31条関係）【県の勧告を行わない旨の公告】

年 月 日

群馬県知事

大規模小売店舗の（届出事項を変更する旨の届出／届出事項を変更しない旨の通知）に対し県の勧告を行わないことについて（公告）

年 月 日付けをもって受理した大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第7項の規定に基づく（届出事項を変更する旨の届出／届出事項を変更しない旨の通知）について、勧告を行わないことを公告します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地等

- ・ 名 称
- ・ 所 在 地
- ・ 届出の内容

2 理由

3 縦覧場所

届出事項を変更しない旨の通知書は、以下の場所で縦覧しております。

- ・ 県庁県民センター
- ・ ○○市役所・○○町村役場

〈問い合わせ先〉

本件についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

- ・ 県庁地域企業支援課（TEL：027-226-0000）

別記様式第 3 5 号（第 3 1 条関係）【勧告の内容の公告】

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 9 条第 3 項の規定により、県の勧告の内容を下記のとおり公告します。

年 月 日

群馬県知事

記

（勧告書を再掲のこと）

問い合わせ先

本件についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

・ 県庁地域企業支援課（TEL：027-226-0000）

別記様式第36号（第31条関係）【勧告を踏まえた変更届出の公告】

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第9条第5項において準用する第5条第3項の規定により、同条第4項に規定する勧告を踏まえた変更届出について公告します。

年 月 日

群馬県知事

1 大規模小売店舗の名称及び所在地（変更前のもの）

- ・ 名称
- ・ 所在地

2 勧告を踏まえて変更しようとする事項

（変更前）

（変更後）

3 変更を予定する年月日 年 月 日

4 変更をしようとする理由

5 届出年月日 年 月 日

6 縦覧場所

- ・ 県庁県民センター
- ・ ○○市役所・○○町村役場

7 問い合わせ先

本件に関すること及び意見書の様式についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

- ・ 県庁地域企業支援課（TEL：027-226-0000）

別記様式第 37号（規格 A4）（第 36条関係）

※受付年月日	年 月 日
※受付番号	群地企第 一 号
※備考	

承 継 届 出 書

年 月 日

群馬県知事 へ

〈 設 置 者 〉 氏名又は名称
法人代表者氏名
住 所
担当者氏名電話
〈届出担当〉
氏名又は名称
法人代表者氏名
住 所
担当者氏名電話

下記の大規模小売店舗を譲り受け、届出者等の地位を承継したので、大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91号）第 11条第 3項の規定により、届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地等
 - ・ 名称
 - ・ 所在地
 - ・ 承継の内容 （ 譲渡、相続、合併、分割 ）
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割があった年月日
年 月 日
- 3 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割前に届出等をした者の氏名又は名称及び住所
- 4 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の理由
- 5 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割に係る面積
（添付書類）
 - ・ 届出者の法人登記簿謄本又は住民票の写し
 - ・ 建物登記簿謄本

様

群馬県知事
(地域企業支援課)

報告の徴収について（通知）

このことについて、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第14条第1項・第2項の規定により報告を求めます。

なお、知事が求めた報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合は、罰則が科せられます。

この報告徴収について不服があるときは、この報告徴収があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、群馬県知事に対して異議申立てをすることができます（報告徴収があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、報告徴収の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この報告徴収があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 報告を求める事項